

平成25年度

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

公募要領

平成25年5月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. SIIから補助金の予約者決定を通知する前において、着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

INDEX

1 事業概要

1-1. 趣旨	5
1-2. 事業内容	
(1)補助金名	5
(2)公募予算額	5
(3)申請者の資格	5
(4)事業の要件	5
(5)補助対象となる費用	7
(6)補助対象となるための要件(交付申請の条件)	7
(7)補助率と補助金額	8
(8)補助対象の事業期間	8
(9)追加公募について	8
(10)説明会の実施について	8

2 事業概要の補足

■一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法	10
■プラスワン・システムについて	11
■その他省エネルギーシステムについて	13
■新規の「プラスワン・システム」及び 「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について	15
■事業の要件の詳細	17
■補助対象範囲についての留意事項と補助対象費用の 費用計算方法について	19
■給湯器の補助対象範囲について	24
■エネルギー計測装置の対象基準について	25

3 事業の実施

3-1. 一次公募 事業スケジュール(新築・既築)	27
3-2. 公募～予約者決定	
(1)事業の公募について	28
(2)申請について	28
(3)手続代行者について	28
(4)審査について	28
(5)予約者の決定について	28
3-3. 補助事業の開始～完了	
(1)補助事業の開始について	29
(2)補助事業の計画変更について	29
(3)工事完了日について	29
3-4. 完了報告～補助金支払	
(1)完了報告及び額の確定について	29
(2)現地調査について	29
(3)補助金支払について	29
(4)事業成果の公表について	29
(5)利用状況の報告について	30
(6)取得財産の管理等について	30
(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	30
3-5. その他注意事項	31

INDEX

4	申請の方法	
4-1.	申請条件	33
4-2.	申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について	35
4-3.	提出書類一覧表	39
4-4.	申請方法	40
4-5.	公募期間及び提出先	40
	(1)公募期間	40
	(2)申請書提出先及び問い合わせ先	40
5	補助事業申請書及び添付書類の入力例	
	全ての申請において必要な書類	41
6	事前相談票の入力例	
	該当する申請において必要な書類	61
7	よくある質問と回答	67
8	参考資料	
■	(別表1)地域区分・暖冷房方式別の按分比率	71
■	空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細	72
■	(別表2)空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費量早見表	73
■	(別表3)太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表	79
■	住宅所在地地域区分	80
9	エネルギー計算算定要領	
■	エネルギー計算算定要領	88
■	Q値算出計算書	105
■	「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要	113

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、2030年の住宅のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、その施策の1つとして、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)を導入する者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものです。

1-2 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」)が定めた要件に合致する場合、その費用の一部を補助します。

(1) 補助金名

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

(2) 公募予算額

約15億円程度

(3) 申請者の資格

住宅の建築主(新築の場合)・所有者(既築の場合)を対象とします。ただし、当該住宅が下記①～③の条件を満たす場合に限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に記載されている人物と同一であること。)
(注)既築においては、申請時に住民票の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること、及び断熱工事においても区分されていること。)
- ③ 既築の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合があります。)
- ④ 建売住宅、賃貸住宅、集合住宅は対象外。

(4) 事業の要件

申請にあたっては、次の①～⑦の全ての要件に該当することが必要です。

- ① エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法^{*1}により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量^{*2}が正味(ネット)でゼロ以下であること。
- ② 一定の断熱性能を有すること。
(新築)住宅の熱損失係数(Q値)が、地域区分^{*3}に応じて下表の断熱区分(オ)に掲げる基準値以下。
(既築)住宅の熱損失係数(Q値)が、地域区分^{*3}に応じて下表の断熱区分(ウ)に掲げる基準値以下。

地域区分	I a、I b	II	III	IVa、IVb	V	VI
断熱区分(オ)	1.4		1.9			3.7
断熱区分(ウ)	1.6	1.9	2.4	2.7		3.7

※VI地域における新築住宅は、上記と併せて、夏期日射取得係数を0.04以下とすること。

- ③ 補助事業に係る契約(建物本体の契約も含む)は、本補助事業の公募開始後に行うこと。^{*4}
公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ④ 補助事業に係る工事は、本補助事業の予約者決定通知^{*5}が届いた後に着手すること。
予約者決定通知が届く前に着手した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
- ⑤ 省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構を持った機器にて先進性が認められるもので、SIIが「プラスワン・システム^{*6}」と認めるシステムを導入すること。
- ⑥ 「エネルギー使用量」と「創エネルギー量」を計測、表示、蓄積が可能な計測装置を導入すること。
- ⑦ 太陽光発電システムを導入すること。(既築においては、既に設置されている場合も認める。)

- ※1 P10「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」及び、P35「申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について」及びP113「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要を参照
- ※2 空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量
- ※3 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号)の別表第1による。(P80「住宅所在地地域区分」参照)
- ※4 公募開始後(平成25年5月21日(火))～予約者決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を同時に作成すること。(工事着工届出書に添付すること。)
- ① ZEH仕様住宅の建設にあたり、本補助金制度が要因となったこと。
② 審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。
- ※5 申請書を受付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し、予約者決定通知をします。なお、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書(様式第2)を提出してください。
- ・予約者決定通知は補助金交付及び金額を決定するものではありません。
 - ・予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知します。個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。
 - ・工事着工届出書(様式第2)及び添付書類については、予約者決定通知に同梱される「関連書類作成要領書」を参照し作成ください。
- ※6 平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)における「先進省エネルギーシステム」は、本年度は「プラスワン・システム」に名称変更いたします。
- ・新規の相談は、事前相談期間内(平成25年5月21日(火)～平成25年6月4日(火))内に所定の手続きを行ってください。
 - ・なお、平成24年度の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」は、平成25年度「プラスワン・システム」として認めますが、事前相談票は平成25年6月14日(金)迄にシステム提案者より、改めてご提出いただきます。(P11「プラスワン・システムについて」参照)

(注1) 事業の要件の詳細は、P17・18を参照

(注2) 補助対象設備は未使用品に限る。

(5) 補助対象となる費用

ZEHを構成する断熱材、設備等それぞれの補助対象範囲及び補助対象費用の算出方法は、P19～25を参照のこと。

① 経費区分

補助金交付の対象となる費用は、次の(A)、(B)に該当するものとなります。

(A) 材料費・設備費

補助事業の実施に必要な断熱材等及び空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備等の設備・機械装置・建築材料等の購入費用

(注) 太陽光発電システム、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、エネルギー計測装置は補助対象外

(B) 工事費

上記断熱材等及び設備・機械装置・建築材料等の設置と一体不可分の設置取付費用
(一部補助対象外となる場合あり)

(注) 諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、足場など仮設工事費、廃材処理費、既存設備の撤去費、管理費、調査費、消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、設備・施工費共に補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定してください。

補助対象項目により、簡易計算による申請が可能です。(詳細は、P20「補助対象費用の費用計算方法」及びP21～23「補助対象費用の費用計算方法の詳細」参照)

(注) 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

(6) 補助対象となるための要件(交付申請の条件)

- ① 補助事業完了後、3年間継続して省エネルギーに関する報告(エネルギー使用量及びエネルギー使用状況の報告等)ができること。*1 また、SIIが行うアンケート調査、現地調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力ができること。
- ② 新築については、確認済証(建築確認通知書)ならびに検査済証の複写を提出すること。
- ③ 過去1年間のエネルギーの月別使用量(電気、ガス、灯油等。太陽光発電等の電気の発電量・売電量)について報告ができること。*2
- ④ 工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日(金)*3のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)*4を必ず提出できること。なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいいます。

*1 平成26年4月～平成29年3月までの3年間分について、1年分ごとに計3回提出するもの。

・太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備は電気の発電量及び売電量を報告すること。

*2 全ての申請(新築、既築)について必要。新築については、申請時点で居住している住宅で直近1年間のエネルギーの月別使用量。(詳細は、P30「利用状況の報告について」参照)

*3 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月30日(土)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)

*4 「様式第6」の書類です。作成については、「関連書類作成要領書」を参照してください。

(7) 補助率と補助金額

① 補助率

補助対象費用の1/2以内とする。

② 補助金額

上限 350万円

(8) 補助対象の事業期間

- ① 公募期間 : 平成25年5月21日(火)～平成25年6月21日(金)までに申請を行うこと
- ② 事前相談期間 : 平成25年5月21日(火)～平成25年6月4日(火)までに相談を行うこと
(詳細は、P15「新規の「プラスワン・システム」及び「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について」を参照)
- 〔 ・「プラスワン・システム」
・「その他省エネルギーシステム」 〕
- ③ 予約者決定 : 平成25年8月上旬 予定
- ④ 工事期間 : 新築の場合:予約者決定日～平成26年1月15日(水)までに完了すること
既築の場合:予約者決定日～平成25年11月15日(金)までに完了すること
- ⑤ 工事完了 : 工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日(金)^{※1}のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を必ず提出できること。
なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいいます。

※1 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月30日(土)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)

(9) 追加公募について

公募予算額に達していない場合には、概ね下記のスケジュールでの追加公募を検討する予定です。
(公募予算額に達した場合は、追加公募は実施しませんので、ご了承ください。)

<二次公募> 公募予定期間 :平成25年6月28日(金)～平成25年8月2日(金)
予約者決定 :平成25年9月中旬 予定

<三次公募> 公募予定期間 :平成25年8月9日(金)～平成25年9月6日(金)
予約者決定 :平成25年10月上旬 予定

(注1) 工事期間・工事完了期限については、公募に際して発表します。

(注2) 追加公募実施の際、新規の「プラスワン・システム」及び「その他省エネルギーシステム」の事前相談は、二次公募の際の状況を考慮し、実施を検討します。

(10) 説明会の実施について

全国(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡を予定)にて公募説明会を実施いたします。
詳しくは専用のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)をご覧ください。

2. 事業概要の補足

■ 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法

要件 : 申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量^{※1} (い) がゼロ以下であること

$$(い) = (ろ) - [(は) + (に)] \leq 0$$

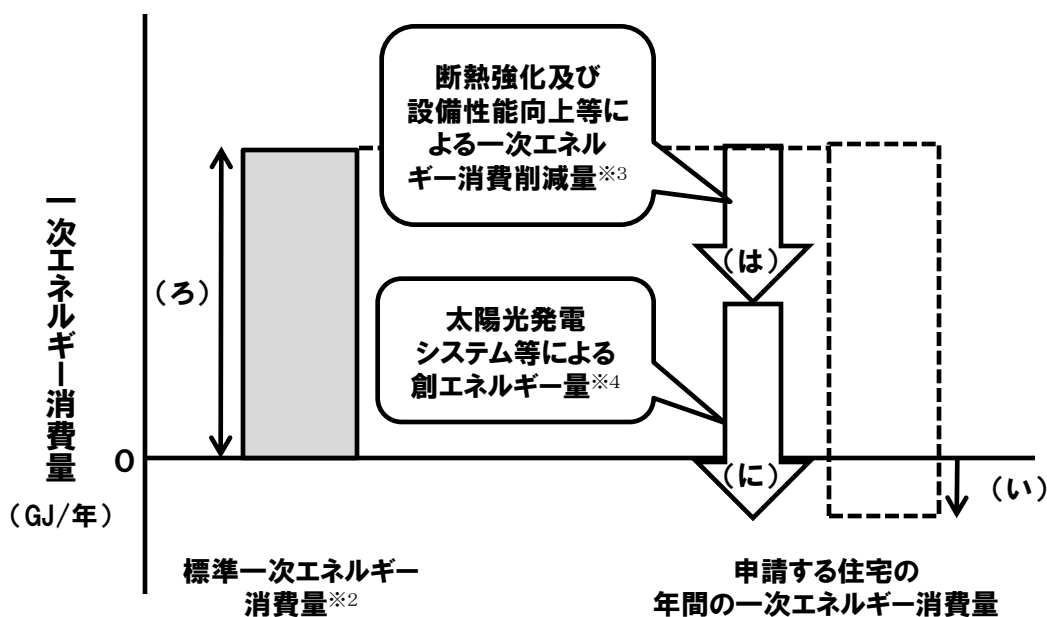
(ろ) : 標準一次エネルギー消費量

(は) : 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量

(に) : 太陽光発電システム等による創エネルギー量

評価項目 : 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量 = (は) + (に)

$$\text{申請する住宅の一次エネルギー消費削減率} = \frac{(は) + (に)}{(ろ)} \times 100 \geq 100 (\%)$$



※1: 空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量

※2: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる「当該特定住宅の基準一次エネルギー消費量」を0.9で除し、面積補正したもの。

※3: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる値に、断熱強化による補正、面積補正等の各種補正を行う。

※4: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる値に、太陽光発電システム等による一次エネルギー消費削減量の評価に関して補正を行う。

申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法については、P.35を参照のこと。

■ プラスワン・システムについて

「平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」における「先進省エネルギーシステム」は、本年度は「プラスワン・システム」に名称変更いたします。

以下の条件を満たす、「プラスワン・システム」を1つ以上導入することが必要要件となります。

新規に「プラスワン・システム」を提案するシステム提案者 ※昨年度のシステムを継続希望のシステム提案者は次頁へ

事前相談期間内に、下記の書類を提出してください。

SIIによる審議及び審査小委員会の審査を経て、要件を満たすと判断した場合は「プラスワン・システム事前相談結果票」を発行します。

その後、補助事業申請書に「プラスワン・システム事前相談結果票の写し」を添付し、申請してください。

(1) 要件

省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構を持った機器にて先進性が認められるもので、「SII」が「プラスワン・システム」と認めるシステム

「プラスワン・システム」の分類及び参考例

A. 省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法

Ex. 開口部通風利用システム、床下冷熱利用システム

B. 省エネルギーに資する自然エネルギー等の制御機構を持った機器

Ex. 日射連動シャッター、照度センサー付き照明、屋内外の温度差による換気制御システム

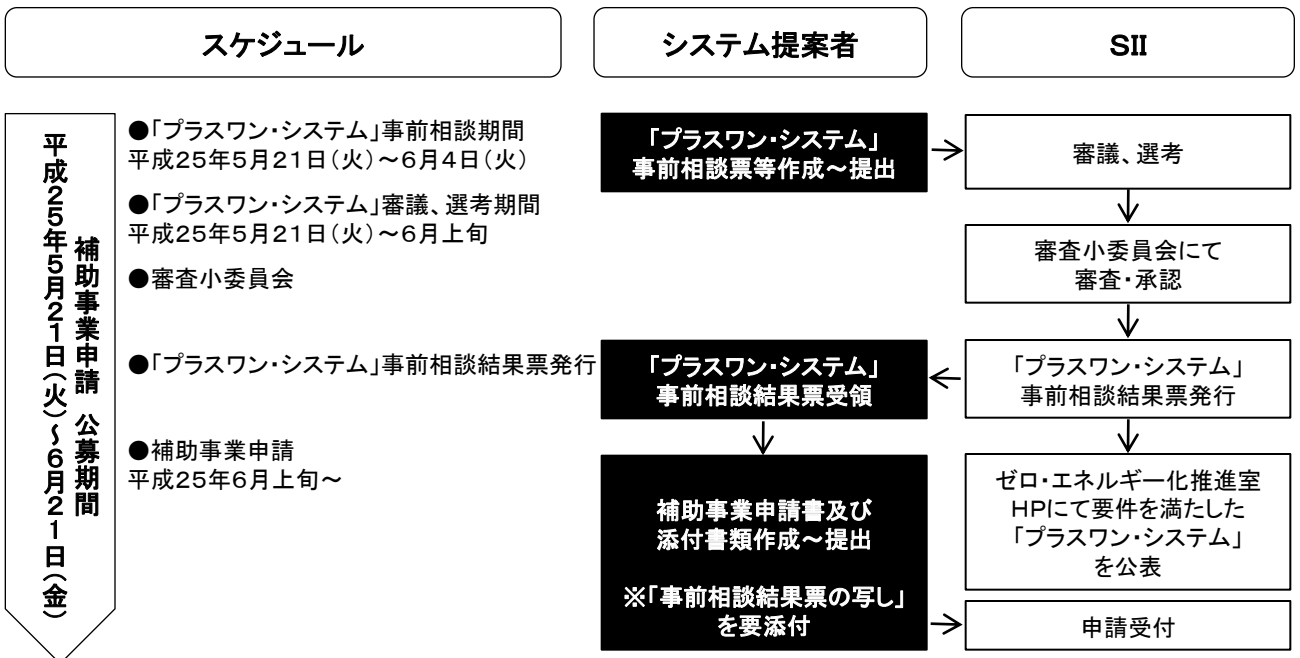
(2) 事前相談期間

平成25年5月21日(火)～平成25年6月4日(火)

(3) 提出書類

- ① 平成25年度「プラスワン・システム」事前相談票
- ② 提案内容の裏付けとなる技術資料

(4) 「プラスワン・システム」事前相談～補助事業申請の流れ



平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を継続希望するシステム提案者

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」は平成25年度「プラスワン・システム」として認めます。ただし、システム提案者は、事前相談期間内に、下記の書類を提出してください。※1 ※2
SIIによる審議を経て、速やかに「プラスワン・システム事前相談結果票」を発行します。※3
なお、新たに条件を付加する場合がありますのでご注意ください。
その後、補助事業申請書に「プラスワン・システム事前相談結果票の写し」を添付し、申請してください。

※1 システム提案者以外の提出は認めません。

※2 「先進省エネルギーシステム」のシステムが変わらず、使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種 of 技術資料を添付してください。

※3 新たに「プラスワン・システム」として事前相談結果票を発行したシステムは、随時ホームページにて公表する予定です。

(1) 事前相談期間

平成25年5月21日(火)～平成25年6月14日(金)

(2) 提出書類

- ① 平成25年度「プラスワン・システム事前相談票」
- ② 平成24年度「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」
- ③ 使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料

他社の「プラスワン・システム」の導入希望者

システム提案者より使用許諾を得た上で、「プラスワン・システム事前相談結果票の写し」を入手し、申請書に添付してください。(事前相談の必要はございません。)

■ その他省エネルギーシステムについて

「プラスワン・システム」には該当せず、且つ算定ツール(P.88参照)では算定できないシステムで申請する場合は、「その他省エネルギーシステム」の事前相談が必要です。

新規に「その他省エネルギーシステム」を提案するシステム提案者 ※昨年度のシステムを継続希望のシステム提案者は次頁へ

事前相談期間内に、下記の書類を提出してください。

SIIによる審議及び審査小委員会の審査を経て、要件を満たすと判断した場合は「その他省エネルギーシステム事前相談結果票」を発行します。

その後、補助事業申請書に「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を添付し、申請してください。

(1) 要件

空調(暖房・冷房)等の設備のエネルギー削減に資するシステムで、その効果を算定出来ると「SII」が認めるもの
Ex. 地中熱利用システム等

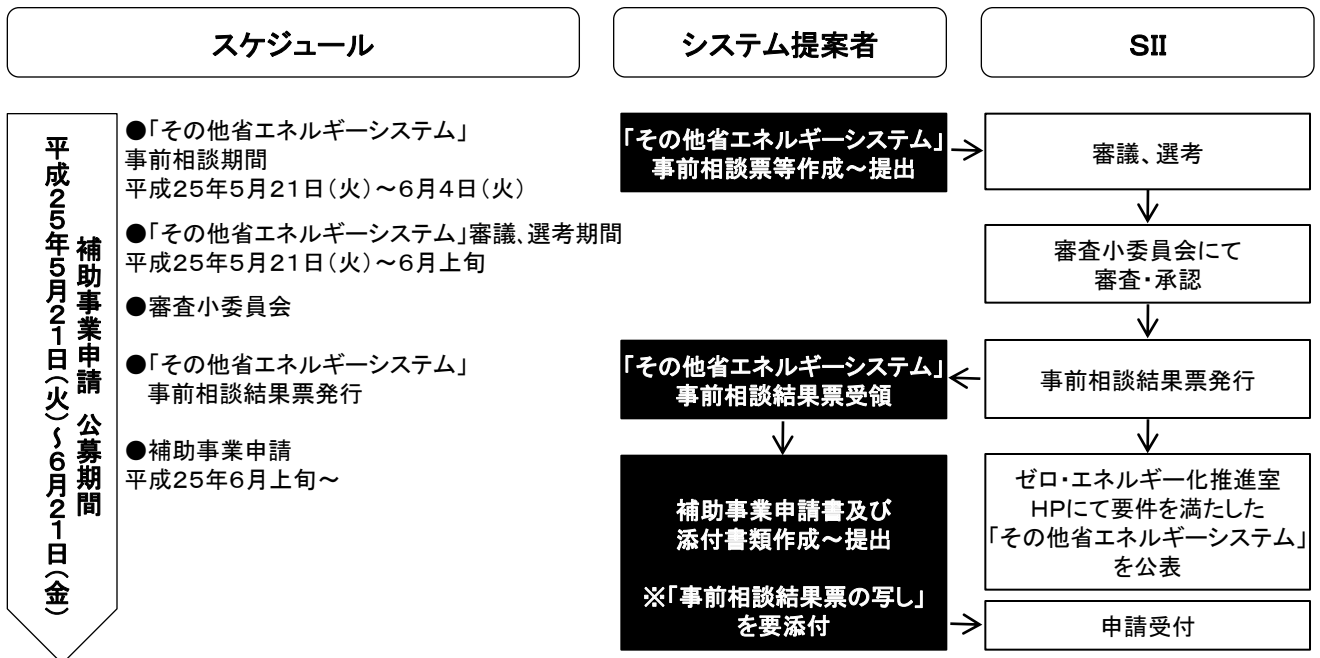
(2) 事前相談期間

平成25年5月21日(火)～平成25年6月4日(火)

(3) 提出書類

- ① 平成25年度「その他省エネルギーシステム事前相談票」
- ② 提案内容の裏付けとなる技術資料

(4) 「その他省エネルギーシステム」事前相談～補助事業申請の流れ



平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした「その他省エネルギーシステム」を継続希望するシステム提案者

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「その他省エネルギーシステム」は、事前相談結果票の内容変更がない場合に今年度も認めます。ただし、システム提案者は、事前相談期間内に、下記の書類を提出してください。※1 ※2

SIIによる審議を経て、速やかに「その他省エネルギーシステム事前相談結果票」を発行します。※3

なお、新たに条件を付加する場合がありますのでご注意ください。

その後、補助事業申請書に「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を添付し、申請してください。

※1 システム提案者以外の提出は認めません。

※2 「その他省エネルギーシステム」のシステムが変わらず、使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料を添付してください。

※3 平成25年度「その他省エネルギーシステム」として事前相談結果票を発行したシステムは、随時ホームページにて公表する予定です。

(1) 事前相談期間

平成25年5月21日(火)～平成25年6月14日(金)

(2) 提出書類

- ① 平成25年度「その他省エネルギーシステム事前相談票」
- ② 平成24年度「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」
- ③ 使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料

他社の「その他省エネルギーシステム」の導入希望者

システム提案者より使用許諾を得た上で、平成25年度「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申請書に添付してください。(事前相談の必要はございません。)

■ 新規の「プラスワン・システム」及び「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について

①システム提案者

算定ツールで算出できない、ZEHに資するシステムを提案する者(以下、「システム提案者」という。)で、下記イ～ハ)を全て満たす者をいいます。事前相談は、システム提案者が行います。

- イ) 当該システムの導入を遂行する能力を有する者であること(手続代行者と別でも可)
- ロ) 提案内容に関するSIIからの問い合わせに対し、適宜対応できる者であること(必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります)
- ハ) 当該システムが後にゼロ・エネルギー化推進室のホームページ等で公表された際、一般からの問い合わせに対し、誠実に対応できる者であること

②事前相談の期間、申請先

システム提案者は、事前相談期間内に、「事前相談票」(定型様式4・定型様式5)(詳細はP61「事前相談票の入力例」を確認ください。)に必要事項を記入の上、下記提出書類と合わせて、下記提出先に郵送してください。

【提出書類】

事前相談に必要な書類

①事前相談票 ※提案システムの先進性やZEHに資する具体的な内容等を説明していただきます。

②技術資料

- ・システムの導入実績、製品の供給体制
- ・システムの制御方法
- ・JISなどの公的規格や業界自主規制等への適合を示す書類
- ・提案するシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出根拠資料(モデルプラン等による計算式) ※1

※1 平成25年度「その他省エネルギーシステム」の事前相談をする場合のみ。

【提出先】

〒100-8692 日本郵便(株) 銀座支店 私書箱636号

「A. 平成25年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」申請係

(注1) 「A. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 事前相談票在中」と必ず記入ください。

(注2) SIIから申請者に対して事前相談票を受け取った旨の連絡は致しません。

(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。)

③「事前相談結果票」の発行

SIIは、審査小委員会の審査において要件を満たすと判断された場合には、システム提案者に「事前相談結果票」を送付します。

■ 事業の要件の詳細

設備等の種類		必須仕様	補助対象	要件を満たす基準						
全体共通		●		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法※¹により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・施工のともなう省エネルギー設備及び断熱部材であること。 ・JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことのできる省エネルギー設備及び断熱部材であること。 ・省エネルギー効果が明確で、確実であること(実績または実証データがあること。) 						
断熱	断熱仕様	●	●	<p><新築の場合のQ値> I・II地域:1.4以下 III～V地域:1.9以下 VI地域:3.7以下 かつ、夏期日射取得係数0.04以下 <既築の場合のQ値> I地域:1.6以下 II地域:1.9以下 III地域:2.4以下 IV・V地域:2.7以下 VI地域:3.7以下 ※仕様規定も認める</p>						
省エネルギー設備	空調設備	暖房設備	高効率個別エアコン	●	(主たる居室): COP 4.6 以上 (その他居室): COP 5.3 以上 または省エネ基準達成率121%以上(統一省エネレベル5つ星)の機種であること					
			HP式セントラル空調システム	●	I a・I b・II 地域	III 地域	IV a・IV b 地域	V 地域	VI 地域	
		温水式床暖房	●	<ul style="list-style-type: none"> ・石油及びガス温水式床暖房(潜熱回収型、エネルギー消費率が87%以上のもの)、電気温水式床暖房(暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機)に限る。 ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。 						
		温水式パネルラジエーター	●	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源設備が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型(エネルギー消費率が87%以上のもの)、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機(COP3.0以上)に限る。 ・温水配管に断熱被覆を行うこと。 						
		冷房設備	高効率個別エアコン	●	(主たる居室): COP 3.7 以上 (その他居室): COP 4.8以上 または省エネ基準達成率121%以上(統一省エネレベル5つ星)の機種であること					
	HP式セントラル空調システム	●	I a・I b・II 地域	III 地域	IV a・IV b 地域	V 地域	VI 地域			
					COP 3.3 以上					
	給湯設備	ヒートポンプ式給湯機器(エコキュート等)	●	年間給湯効率(APF)3.3以上(ただし寒冷地仕様は3.0以上) <年間給湯効率(APF)が表記されていない機種> 年間給湯保温効率 3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上) 年間給湯効率 3.1以上(ただし寒冷地仕様は2.8以上) ※年間給湯効率(APF)への換算式は、※2 参照						
		潜熱回収型ガス・石油給湯器(エコジョーズ・エコフィール)	●	給湯熱効率90%以上						
		ガスエンジン給湯器(エコウィル)	●	ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。						
換気設備			●	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換率65%以上またはDCモーターで動くタイプ ・壁付け式で、比消費電力が0.2W/(m³/h)以下のもの 						
照明設備	LED照明		●	光源と器具が一体のものを基本とする。市販のLEDランプを設置する器具は、LEDランプのみを補助対象とする。 ※一定の安全性の配慮がなされている設備に限る※ ³						
	蛍光灯		●	インバータータイプで100lm/W以上のもの ※一定の省エネ効果のある設備に限る						
太陽熱利用システム			●	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。) 						
エネルギー計測装置		●		空調、給湯設備等のエネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること ※詳細は、P25「エネルギー計測装置の対象基準について」参照。						

設備等の種類			必須仕様	補助対象	要件を満たす基準
算定ツールで算出できないZEHに資するシステム	プラスワンシステム	自然エネルギー等を取り入れた設計手法	● いずれか一つ	△ ※4	・省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構を持った機器にて先進性が認められるもので、「SII」が「プラスワン・システム」と認めるシステム (注)詳細は、P11「プラスワン・システムについて」参照。
		自然エネルギー等を取り入れた制御機構		△ ※4	
	その他省エネルギーシステム	地中熱利用システム等		△ ※4	・空調(暖房・冷房)等の設備のエネルギー削減に資するシステムで、その効果を算定出来ること「SII」が認めるもの (注)詳細は、P13「その他省エネルギーシステムについて」参照。
蓄電池システム				●	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された設備であること(リチウムイオン蓄電池を除く)
創エネルギーシステム	太陽光発電システム		●		・新設の太陽光発電システムについては太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール化後のセル実効変換効率※1)が以下に示す数値以上であること。 シリコン単結晶系太陽電池:16.0% シリコン多結晶系太陽電池:15.0% シリコン薄膜系太陽電池:8.5% 化合物系太陽電池:12.0% ※1 セル実効変換効率 = モジュールの公称最大出力 / (太陽電池セルの合計面積※2 × 放射照度) ※2 太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積 × 1モジュールセルの数 ・売電を行う場合には、余剰買取方式に限る。
	燃料電池				JIS基準(JIS C 8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)およびLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。

※1 P10「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」を参照

※2 【年間給湯効率(APF)が表記されていない電気温水器(CO2ヒートポンプ)についての算定ツールへの数値入力方法】

電気温水器(CO2ヒートポンプ)の効率については、従来は(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づいた「年間給湯効率(APF)」が用いられてきましたが、平成23年度より、日本工業規格 JIS C 9220に基づいた「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」に変更が進められています。

「年間給湯保温効率」は追焚・保温機能があるフルオートといわれる機種、「年間給湯効率」は追焚・保温機能がないセミオートまたは給湯単機能といわれる機種になります。

この新たに制定された「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」はより実使用に近い形での評価となっているため、従来の「年間給湯効率(APF)」よりも異なる値となっています。

そのため、本プログラムに直接「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」の値を入力することはできません。

「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」が表記された機種については、

- ①「年間給湯効率(APF)」が併記されているもの
- ②「年間給湯効率(APF)」が記載されていないもの

の2つがあります。

①「年間給湯効率(APF)」が記載されている機種については、従来通りこの「年間給湯効率(APF)」の値を入力してください。

②「年間給湯効率(APF)」が記載されていない機種については、以下の換算式から「年間給湯効率(APF)」を計算して入力ください。

<追焚・保温機能を有する機種(フルオート)>

「年間給湯効率(APF)」=「年間給湯保温効率」+0.3

<追焚・保温機能がない機種(セミオート・給湯単機能)>

「年間給湯効率(APF)」=「年間給湯効率」+0.2

※3 LED照明設備は安全性に充分留意すること(日本照明器具工業会HP「直管形LEDランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意～」http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf参照) また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

※4 △印についてはSIIが認めたもののみ補助対象とします。

■ 補助対象範囲についての留意事項と補助対象費用の費用計算方法について

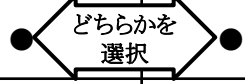
【補助対象範囲についての留意事項】

詳細は下表の通りです。(※消費税は、補助対象外)

区分	対象項目	内容
補助対象	高断熱仕様 (新築)	次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象
	断熱改修 (既築)	次世代省エネルギー基準仕様に改修するための断熱材・開口部材等の購入・据付に要する費用
	空調設備	補助対象機器と、その設置に必要な付属機器・建築材料等の購入・据付に要する費用 *補助対象機器の一部であっても、省エネルギーに寄与しない部位とそれに関する工事は補助対象外 *工事費用は 設備設置と一体不可分の工事に限る *個別エアコンは、居室に設置するものだけに限り補助対象とする
	給湯設備	補助対象機器と、その設置に必要な付属機器・建築材料等の購入・据付に要する費用 *給湯器の補助対象範囲は、P24を参照。 *補助対象機器の一部であっても、省エネルギーに寄与しない部位とそれに関する工事は補助対象外 *工事費用は 設備設置と一体不可分の工事に限る
	省エネ換気設備	同種の機械換気設備との差額が補助対象 *採用する換気設備と同種(第一種、第二種、第三種)の通常換気設備との差額を算出すること。
	照明設備	補助対象となる照明機器の購入・据付に要する費用
	プラスワン・システム	SIIが補助対象として認める費用
	その他省エネルギーシステム	SIIが補助対象として認める費用
	蓄電池システム	機器本体及び電力変換装置(パワーコンディショナー)のみが補助対象 (リチウムイオン蓄電池は対象外)
補助対象外	諸費用	諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、足場など仮設工事費、廃材処理費、既存設備の撤去費、管理費、調査費、消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外
	仕上げ材等	床暖房の仕上げ材、断熱部の構成材・仕上材等 *仕上げ材・補助材一体の場合は、仕上げ材・補助材部分を除いた機器部分、断熱部分のみを補助対象とする(費用の内訳を明示すること)
	電気工事の一部	分電盤、電気の一次幹線(引き込み口～計器～分電盤)、計器の材料等の購入・据付に要する費用
	給湯設備の一部	給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事に要する費用 (給湯器本体への接続工事、ガス管への接続工事は除く)
	その他対象外設備	・太陽光発電システム、燃料電池、エネルギー計測装置(HEMS等)、障子、ブラインド、カーテン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機、衛生・浴室設備(断熱浴槽温、水暖房便座等)、調理器具(ガスコンロ、IHクッキングヒーター等)、食器洗い機、施工を伴わない照明機器、その他の家電製品や容易に脱着、移動が可能なもの

【補助対象費用の費用計算方法】

各項目の計算方法は下表の通りです。(詳細は次ページ以降を参照)

区分	対象項目	【1】 次世代省エネルギー 基準仕様との 差額を計算	【2】 簡易計算 (P21参照)	【3】 市場流通価格等 をもとに計算	【4】 設備単価表の 要領に沿って 計算	
補助 対象	高断熱仕様(新築) ※1	●  ●		—	—	
	断熱改修(既築) ※2	—	—	●	—	
	空調設備 ※3	高効率個別エアコン	—	—	● ※	●
		その他の空調機器	—	—	●	—
	給湯設備 ※4	CO2冷媒HP給湯器 (エコキュート)	—	—	● ※	●
		潜熱回収型ガス・石油給湯器 (エコジョーズ・エコフィール)	—	—	● ※	●
		その他の給湯機器	—	—	●	—
	省エネ換気設備 ※5	—	—	●	—	
	照明設備 ※6	—	—	● ※	●	
	プラスワン・システム	—	—	●	● ※7	
その他省エネルギーシステム	—	—	●	● ※7		
蓄電池システム	—	—	●	—		

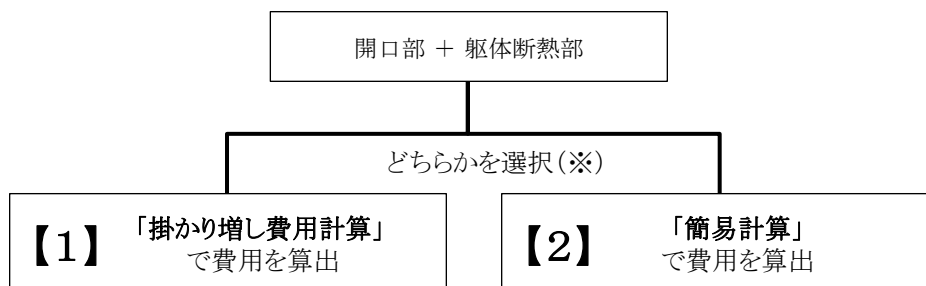
※【4】に該当しない設備の場合

- ※1 高断熱仕様(新築)に関する費用計算方法の詳細は、P 21を参照してください。
- ※2 断熱改修(既築)に関する費用計算方法は、次世代省エネルギー基準仕様に改修するための材料等の購入・据付に要する費用を計算してください。
- ※3 空調設備に関する費用計算方法の詳細は、P 22を参照してください。
- ※4 給湯設備に関する費用計算方法の詳細は、P 22を参照してください。
- ※5 省エネ換気設備に関する費用計算方法は、採用する換気設備の費用を算出し、次に同種(第一種、第二種、第三種)の通常換気設備の費用を算出して、その差額を計算してください。
- ※6 照明設備に関する費用計算方法の詳細は、P 23を参照してください。
- ※7 「プラスワン・システム」及び「その他省エネルギーシステム」に係る費用については、「事前相談結果票」において価格・施工費用等について、上限を設ける場合があります。

【補助対象費用の費用計算方法の詳細】

※1 高断熱仕様(新築)の費用計算方法について

高断熱仕様(開口部、躯体断熱部)に係る費用の計算方法は、
【1】「掛かり増し費用計算」と、【2】「簡易計算」のどちらかを選択することができます。

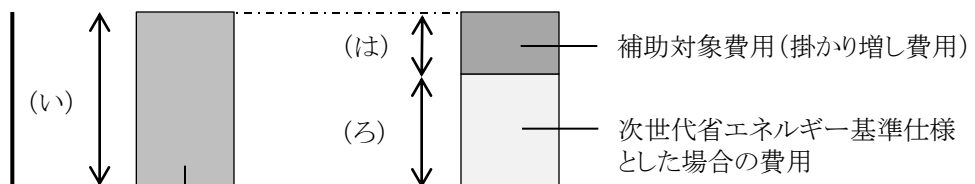


※VI地域は、【1】のみ。

【1】掛かり増し費用計算

計算方法：導入する高断熱仕様について、「次世代省エネルギー基準仕様からの掛かり増し費用」が補助対象費用になります。下記の手順で、補助対象費用を算出します。

1. 申請物件の断熱仕様(高断熱仕様)に係る費用を算出。・・・(い)
2. (い)の各部分を「次世代省エネルギー基準仕様」とした場合の費用を算出。・・・(ろ)
3. (い) - (ろ) = (は)「次世代省エネルギー基準仕様からの掛かり増し費用」を算出。



申請物件の断熱仕様
(高断熱仕様)に係る費用

$$\text{補助対象費用(は)} = \text{(い)} - \text{(ろ)}$$

【2】簡易計算

開口部と躯体断熱部の両方について、次世代省エネルギー基準仕様からの断熱強化を行う場合に、以下の簡易計算とすることができます。

簡易計算による補助対象費用の算出は、延床面積150㎡迄の住宅が対象となります。

150㎡を超える場合は、「150㎡で算出された額」又は、「【1】で算出された額」のいずれかとなります。

計算方法：下表の「次世代省エネルギー基準仕様からの簡易計算基準単価(円/㎡)」を申請物件の延床面積に乗じて、補助対象費用を算出します。

■次世代省エネルギー基準仕様からの簡易計算基準単価表

地域	簡易計算基準単価(㎡あたり)
I a、I b、II	12,000円
III、IVa、IVb、V	8,000円

$$\text{補助対象費用} = \text{簡易計算基準単価} \times \text{延床面積}$$

(注)ここでいう「延床面積」とは、断熱された部分の延床面積のことを指します。

※3 空調設備の費用計算方法について

①「高効率個別エアコン」

⇒個別に費用算出して頂きますが、能力別に下表の金額を限度とします。

費用は、能力(定格出力)ごとに定めた設備単価を上限として、設置台数を乗じて算出します。
(費用明細書には、設備費項目に以下の単価を上限として記入してください。)

■高効率個別エアコン 設備単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

出力クラス	補助対象費用(1台あたり)
2.2 kW	240,000円
2.5 kW	270,000円
2.8 kW	295,000円
3.6 kW	310,000円
4.0 kW	325,000円

※なお、寒冷地対策や施工方法で標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上が可能です。

②「その他の空調設備」

HP式セントラル空調システム、温水式床暖房、温水式パネルラジエーターなど、高効率個別エアコン以外の設備は、補助対象項目ごとに費用を算出します。

(費用明細書には、設備費と設置工事費を分けて記入してください。)

※4 給湯設備の費用計算方法について(追炊保温機能を有する機器に限る)

①「CO2冷媒HP給湯器(エコキュート)」

②「潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)」

③「潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)」

⇒個別に費用算出して頂きますが、能力別に下表の金額を限度とします。

費用は、SIIが能力(定格出力)ごとに定める設備単価を上限として、設置台数を乗じて算出します。

(費用明細書には、設備費項目に以下の単価を上限として記入してください。)

■CO2冷媒HP給湯器(エコキュート) 設備単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用(1台あたり)
370L	670,000円
460L	720,000円

※なお、寒冷地対策や施工方法で標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上が可能です。

■潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 設備単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用(1台あたり)	
	フルオートタイプ	オートタイプ
20号	315,000円	300,000円
24号	345,000円	330,000円

※なお、寒冷地対策や施工方法で標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上が可能です。

■潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 設備単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用(1台あたり)	
	フルオートタイプ	オートタイプ
46.5kw相当	345,000円	315,000円

※なお、オイルタンク等別置設備及び標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上が可能です。

④「その他の給湯設備」

上記以外の給湯方式(太陽熱を利用する給湯システムや、ハイブリッド式の給湯システム等)・給湯能力の場合には、補助対象項目ごとに費用を算出します。

(費用明細書には、設備費と設置工事費を分けて記入してください。)

※6 照明設備の費用計算方法について

照明設備は、器具形式別に定額となります。下表の単価に設置台数を乗じて費用を算出します。
(費用明細書には、設備費項目に以下の単価と数量を記入してください。)

■照明器具 単価表(ランプ及び設置工事費を含む)

器具形式	記号	仕様	単価(1台あたり)
居室シーリングライト	A1	8畳以下	38,000円
	A2	8畳超	43,000円
ダウンライト	B1	60形相当	6,000円
	B2	100形相当	8,500円
ペンダント	C	ランプ1灯の器具	13,500円
室内用スポットライト	D1	ランプ1灯の器具	17,000円
	D2	ランプ2灯の器具	26,000円
ブラケット	E	ランプ1灯の器具	12,000円
非居室のシーリングライト	F		10,000円
足元灯	G		4,000円

※照明器具の配置図に器具形式に応じて、記号(A～G)を記入してください。

※下記に示す照明器具は、個別に費用計上し、カタログを添付してください。

- ・ペンダント・ブラケットで複数のランプが設置されたもの
- ・センサー付き照明器具
- ・蛍光灯器具及び直管型LED器具等、上表に該当しないと思われる照明器具

※補助対象外の照明器具及び付属器具

- ・玄関、勝手口灯以外の非居住空間に設置された照明器具、建物に固定されない照明器具
- ・調光器具・シーリングファン・ライティングレール

※「プラスワン・システム」を照明設備で申請される場合

- ・一般照明とは分けて「プラスワン・システム」用の頁に該当する照明設備を費用計上してください。
- ・対象の照明器具は個別に費用計上し、カタログを添付してください。
この場合に限り、照明器具とは別置のセンサー器具等も補助対象となります。

■ エネルギー計測装置の対象基準について

【本事業で対象とするエネルギー計測装置】

- ・エネルギー計測装置は、原則1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置してください。
- ※既築において、太陽光発電システム・ガスコージェネレーションシステム・蓄電池システムを既に設置されている場合は、別途ご相談ください。
- ・計測ポイント、端末については以下の条件を満たすことを前提とします。

	機能区分	対象設備の審査項目	対象要件	
			新築	既築
計測ポイント	電力使用量※1の計測 ・取得※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●	●
		空調設備※3	●	●
		太陽光発電システムの 発電量・売電量	●	△
		ヒートポンプ式給湯器 (エコキュート等)	■	△
		ガスコージェネレーションシステムの 発電量	■	△
		蓄電池システムの蓄電量・放電量	■	△
	使用電力計測・取得間隔 ※4	30分間隔以内	●	
データ蓄積期間※5※6 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1ヶ月以上	●		
	1日以内の単位 13ヶ月以上	●		
見える化	端末	タブレット	○	
		スマートフォン	○	
		PC	○	
		独自端末※7	○	

凡例 ●:必須項目 ○:いずれか1つ必須 ■:機器設置の場合は必須 △:可能な限り新築同様に計測

※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)

※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。

※3 主要な居室に設置する空調設備の電力使用量データを取得することができること。

※4 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔

※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間

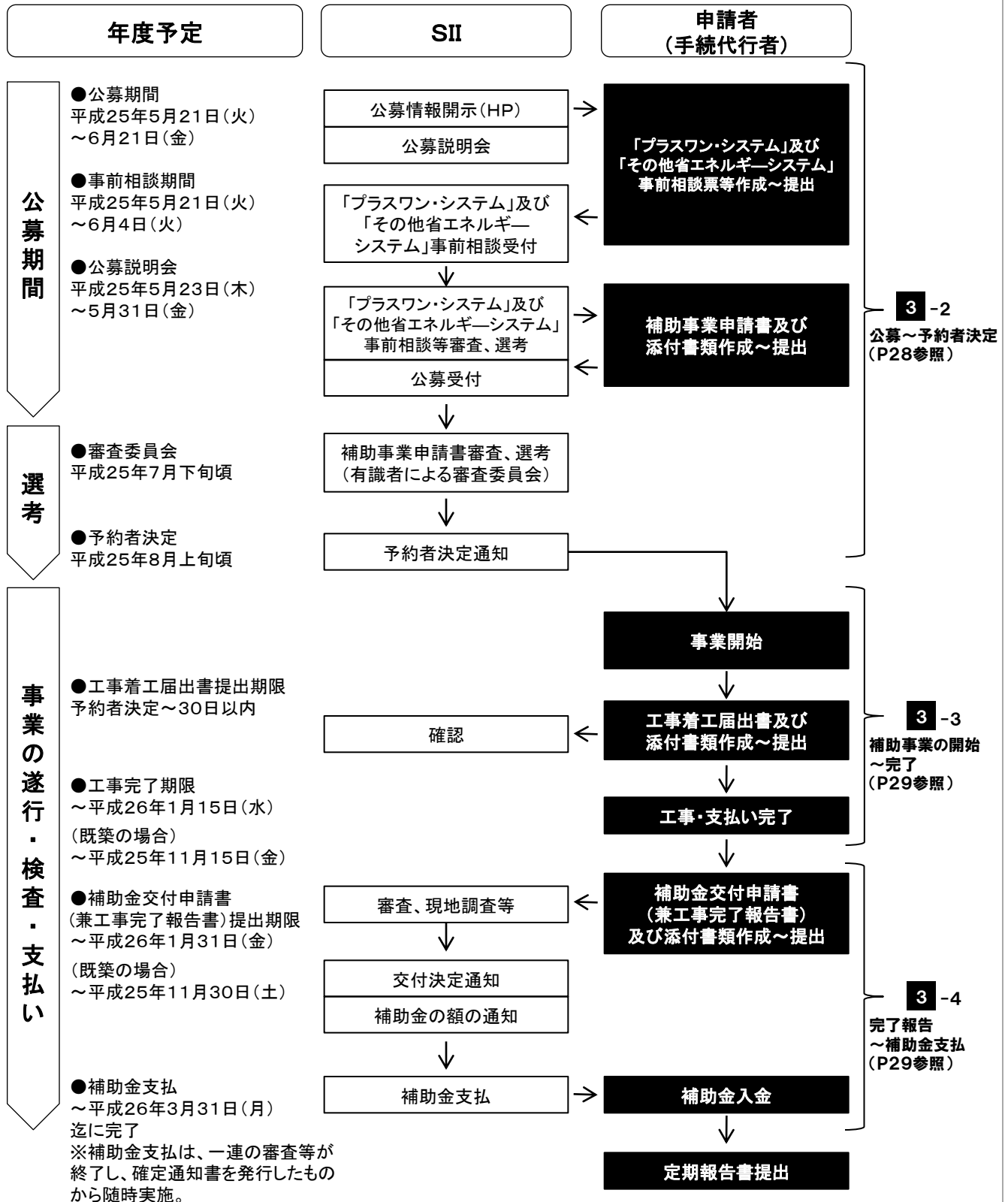
※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

※7 タブレット、スマートフォン、PC以外の端末

3. 事業の実施

3 事業の実施方法

3-1 一次公募 事業スケジュール(新築・既築)



3-2 公募～予約者決定

(1)事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIは、専用のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)に公募記事を掲載します。

(2)申請について

申請者は、「P41」5. 補助事業申請書及び添付書類の入力例」に従って提出に必要な書類(P39「提出書類一覧表」参照)を作成し、1部をSII指定の提出先(P40「申請書提出先及び問い合わせ先」参照)に郵送してください。

(3)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代理するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無きよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できることを要件とします。原則として手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知等の正式な通知書面等は申請者に郵送します。

(4)審査について

① 審査方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 一次エネルギー消費削減率

「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法により、標準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費削減率の評価を行います。

2. 一次エネルギー消費削減率(創エネルギー量を除く)

太陽光発電システム等による創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率の評価を行います。

3. モデル性

住宅の断熱性能(熱損失係数:Q値)・木材利用の評価を行います。

4. 普及性(費用対効果)

補助対象費用を一次エネルギー消費削減量で除した数値(費用対効果)の評価を行います。

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助事業者の選定

審査項目の合計で総合点を算出し、総合点(一次エネルギー消費削減率、一次エネルギー消費削減率(創エネルギー量を除く)、モデル性、普及性(費用対効果))を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定します。補助金交付要件を満たした事業申請の総額が公募予算額を超えた場合には、以下の調整をする場合があります。

【調整事項】

1. 総合点が上位のものを優先しての採択
2. 予約者決定金額の調整
3. 同一の手続代行者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

(5)予約者の決定について

予約者決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し受理した旨を通知するもので、補助金交付及び金額を決定するものではありません。

※ 予約者決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知します。
個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

3-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始について

予約者決定の通知を受けた後、導入しようとする住宅の工事を行ってください。(事前着工は認めません。)

また、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書^{※1}を提出してください。

※1「様式第2」の書類です。作成については、「関連書類作成要領書」を参照して下さい。

(2)補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容に変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに相談し、SIIの指示に従うものとします。なお、原則として一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません。

(3)工事完了日について

工事完了日とは、申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいいます。

平成26年1月15日(水)^{※1}までに完了してください。

(例) 工事完了:1/5 支払い完了:1/10の場合、工事完了日は1/10

工事完了:1/9 支払い完了:1/7の場合、工事完了日は1/9

※1 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月15日(金)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)

3-4 完了報告～補助金支払

(1)完了報告及び額の確定について

補助事業者は、工事が完了したら、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)^{※1}(以下交付申請書という)を工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日^{※2}のいずれか早い日までに、SIIに提出して下さい。

SIIは、交付申請書の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、かつ必要に応じて現地調査を行います。SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めた時、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、交付決定通知書にて交付の決定を通知し、補助金確定通知書にて補助金額の確定を通知します。

※1「様式第6」の書類です。作成については、「関連書類作成要領書」を参照して下さい。

※2 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月30日(土)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)

(2)現地調査について

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものですので必ずご協力下さい。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、予約者決定の取消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があります。
- ③ また不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となります。

(3)補助金支払について

SIIは、補助金確定通知書にて補助金額を通知した後、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表について

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5)利用状況の報告について

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、下記①～③の報告が必要となりますので予めご了承ください。

※なお、ご報告いただいた内容については公表させていただく場合がございます。

- ① 補助事業開始時(工事着工届出書提出時)
補助事業者は、過去1年間のエネルギーの月別使用量(電気、ガス、灯油等)について、SIIへ報告ください。
※ 詳細は、「関連書類作成要領書」を参照ください。
※ 電気及びガス、灯油については証憑(注)の写しの添付が必要です。
(注)証憑とは当該月の期間及び使用量が記載されている検針票または領収書等をいいます。
※ 太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量を報告してください。
- ② 補助事業終了時(補助金交付申請書(兼工事完了報告書)提出時)
補助事業者は、直近1年間のエネルギーの使用状況等について、SIIへ報告ください。
※ 詳細は、「関連書類作成要領書」を参照ください。
- ③ 補助事業終了後(定期報告)
補助事業者は、補助事業終了後3年間のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)および、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告書」によりSIIへ報告ください。
また、別途アンケート調査、省エネルギー効果検証の為の計測、取材等に協力して頂くことがあります。

第1回定期報告提出期限：平成27年4月末日(報告対象期間：平成26年4月～平成27年3月分)

第2回定期報告提出期限：平成28年4月末日(報告対象期間：平成27年4月～平成28年3月分)

第3回定期報告提出期限：平成29年4月末日(報告対象期間：平成28年4月～平成29年3月分)

(6)取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則および第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

最終改正：平成14年12月13日法律第152号

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。

その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-5 その他注意事項

申請者、手続代行者は、特に以下の点に留意してください。

- ① 補助事業申請書(様式第1)は**1物件につき1申請**とします。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。(申請者は申請する住宅の建築主・所有者であり、当該住宅に**常時居住**する者であること。)
- ② 補助事業申請書(様式第1)の申請者の捺印は、**実印にて捺印**してください。
- ③ 申請者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申請後の変更は原則として認めません。
- ④ ①を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅で、**各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請**とします。(場合により区分登記された表示登記書の提出をしていただきます。)
- ⑤ 申請内容の変更は原則認めませんが、**内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。なお、原則として年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません。
- ⑥ 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、**該当する者の利益相当分を排除**した額を補助対象費用としてください。
- ⑦ 補助事業に係る**契約(建物本体の契約も含む)は、本補助事業の公募開始後に行うこと**。^{※1}
公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ⑧ 補助事業に係る**工事は、本補助事業の予約者決定通知が届いた後に着手**すること。
予約者決定通知が届く前に着手した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
- ⑨ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めてください。
適宜、SIIからその状況報告を依頼することがあります。
- ⑩ 予約者決定通知を受けてから**30日以内に、工事着工届出書をSIIに必ず提出**してください。
事前の報告なく期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなします。
- ⑪ 平成26年1月15日(水)^{※2}までに、申請内容に係る工事及び支払いを必ず完了させてください。
- ⑫ **工事完了の日から30日以内又は平成26年1月31日(金)^{※3}のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)をSIIに必ず提出**してください。
期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなします。
- ⑬ 申請者(予約者)は最後まで事業を遂行することを心がけてください。尚、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件については次年度以降、申請を受理しない場合や審査時に減点する場合があります。
- ⑭ 補助金交付後、補助対象となる住宅や設備は、法定耐用期中の解体、廃棄、転売、処分などをSIIの承認なしに行うことは出来ません。
- ⑮ 当該事業で導入した設備については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ⑯ 申請者、手続代行者、システム提案者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。

また、不正をした事が明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についてもご確認ください。

- ※1 公募開始後(平成25年5月21日(火))の契約は認めますが、P6の注意書に添った書類の添付が必要となります。
 ※2 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月15日(金)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)
 ※3 新築の場合です。既築の場合は、平成25年11月30日(土)。(P27「一次公募 事業スケジュール(新築・既築)」参照)

4. 申請の方法

4 申請方法

4-1 申請条件

申請にあたっては、次の①～⑦の全ての要件に該当することが必要です。

- ① エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法^{※1}により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量^{※2}が正味(ネット)でゼロ以下であること。
- ② 一定の断熱性能を有すること。
 (新築) 住宅の熱損失係数(Q値)が、地域区分^{※3}に応じて下表の断熱区分(オ)に掲げる基準値以下。
 (既築) 住宅の熱損失係数(Q値)が、地域区分^{※3}に応じて下表の断熱区分(ウ)に掲げる基準値以下。

地域区分	I a、I b	II	III	IVa、IVb	V	VI
断熱区分(オ)	1.4		1.9			3.7
断熱区分(ウ)	1.6	1.9	2.4	2.7		3.7

※VI地域における新築住宅は、上記と併せて、夏期日射取得係数を0.04以下とすること。

- ③ 補助事業に係る契約(建物本体の契約も含む)は、本補助事業の公募開始後に行うこと。^{※4}
 公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ④ 補助事業に係る工事は、本補助事業の予約者決定通知^{※5}が届いた後に着手すること。
 予約者決定通知が届く前に着手した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
- ⑤ 省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構を持った機器にて先進性が認められるもので、SIIが「プラスワン・システム^{※6}」と認めるシステムを導入すること。
- ⑥ 「エネルギー使用量」と「創エネルギー量」を計測、表示、蓄積が可能な計測装置を導入すること。
- ⑦ 太陽光発電システムを導入すること。(既築においては、既に設置されている場合も認める。)

- ※1 P10「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」及び、P35「申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について」及びP113「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要を参照
- ※2 空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量
- ※3 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号)の別表第1による。(P80「住宅所在地地域区分」参照)
- ※4 公募開始後(平成25年5月21日(火))～予約者決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を同時に作成すること。(工事着工届出書に添付すること。)
- ① ZEH仕様住宅の建設にあたり、本補助金制度が要因となったこと。
② 審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。
- ※5 申請書を受付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し、予約者決定通知をします。なお、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書(様式第2)を提出してください。
- ・予約者決定通知は補助金交付及び金額を決定するものではありません。
 - ・予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知します。個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。
 - ・工事着工届出書(様式第2)及び添付書類については、予約者決定通知に同梱される「関連書類作成要領書」を参照し作成ください。
- ※6 平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)における「先進省エネルギーシステム」は、本年度は「プラスワン・システム」に名称変更いたします。
- ・新規の相談は、事前相談期間内(平成25年5月21日(火)～平成25年6月4日(火))内に所定の手続きを行ってください。
 - ・なお、平成24年度の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」は、平成25年度「プラスワン・システム」として認めますが、事前相談票は平成25年6月14日(金)迄にシステム提案者より、改めてご提出いただきます。(P11「プラスワン・システムについて」参照)

(注1) 事業の要件の詳細は、P17・18を参照

(注2) 補助対象設備は未使用品に限る。

4-2 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について

はじめに

・住宅事業建築主の判断基準算定用のWebプログラムまたは算定シート(算定ツール)を御準備下さい。

断熱性能
(Q値)
の算出

・申請する住宅の断熱性能(Q値)を算出して下さい。(既築で、仕様規定による場合は不要。)
・Q値算出計算書の提出は必須要件となります。
(様式は自由ですが、「定型様式8. Q値算出計算書」を使用しても構いません。)

一次エネルギー消費削減量(は)を算出

青字は、自動計算される項目を示します。

手順1 基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)の算出

Ess : 基準一次エネルギー消費量 ※算定ツールの結果入力
Est : 標準一次エネルギー消費量 =Ess÷0.9

手順2 一次エネルギー消費量の算出(面積補正前)

(2-1) Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に該当する場合

Etotal : 一次エネルギー消費量
=EH1+EC1+EHW+EV+EL (暖房+冷房+給湯+換気+照明)
※ EH1、EC1、EHW、EV、ELの入力が必要

(2-2) Q値が断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合

空調設備(暖房設備・冷房設備)のエネルギー消費量の補正実施

Etotal : 一次エネルギー消費量
=EHQ+ECQ+EHW+EV+EL (暖房補正+冷房補正+給湯+換気+照明)
※ H2、H1、C2、C1、EHW、EV、ELの入力が必要

手順3 一次エネルギー消費削減量の算出

SA : 一次エネルギー消費削減量 =Est (標準一次エネルギー消費量)
-Etotal (一次エネルギー消費量)
(2-1) または (2-2) の結果

手順4 按分比率の入力(別表1を参照)

手順5 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

SB : 太陽熱温水器 ※算定ツールの結果入力
SC : コージェネレーションシステム ※同上
SD : 空気集熱式太陽熱利用システム ※別表2の数値入力

手順6 再生可能エネルギー等を含めた一次エネルギー消費削減量の算出

Ssubtotal : 一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】
=SA+SB+SC+SD

断熱強化及び設備性能向上等による結果

面積補正

■一次エネルギー消費削減量の面積補正

Est' : 標準一次エネルギー消費量(ろ)
Ssubtotal' : 一次エネルギー消費削減量(は)
Etotal' : 一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)

太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)を算出

■太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出(下記2つの方法からどちらかを選びます)

・算定ツールで計算する場合
SE : 一次エネルギー消費削減量(に) ※算定ツールの結果入力
・早見表から計算する場合
SE : 一次エネルギー消費削減量(に) ※別表3早見表の数値入力

一次エネルギー消費削減量・削減率を算出

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量

Stotal : (は)+(に)

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率

R : $\frac{(は)+(に)}{(ろ)} \times 100$

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率(太陽光を除く)

R' : (は)÷(ろ)×100

■ WEB算定プログラムの入力について

① Webプログラムの選定 ※住宅事業建築主の判断基準算定用Webプログラム(<http://ees.ibec.or.jp/>)

② 初期画面入力

新築した年度	2013 年	
計算バージョン	<input checked="" type="radio"/> Ver.1.2	計算結果記入表に入力
地域区分	<input type="radio"/> Ia地域 <input type="radio"/> Ib地域 <input checked="" type="radio"/> II地域 <input type="radio"/> III地域 <input type="radio"/> IVa地域 <input type="radio"/> IVb地域 <input type="radio"/> V地域 <input type="radio"/> VI地域	地域区分表を参照すること
コージェネ選択	<input checked="" type="radio"/> 設置しない <input type="radio"/> 設置する	コージェネ設置時は要注意

③ 断熱設定画面入力

- ・Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に該当する場合 ⇒ Q値:(オ)の値<新築>、(ウ)の値<既築>で入力
- ・Q値が断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合 ⇒ Q値:(オ)の値と(ウ)の値の2パターンを入力
- ・コージェネ選択の場合 ⇒ 上記に加えて、入力必要

断熱	暖房	冷房	換気	給湯	照明	太陽光発電
構造の種類	<input type="radio"/> 木造(軸組構法) <input checked="" type="radio"/> 木造(枠組壁工法) <input type="radio"/> RC造 <input type="radio"/> S造(外張・内張断熱工法) <input type="radio"/> S造(外張・内張断熱工法以外の工法)					
入力方法の選択	<input checked="" type="radio"/> Q値(熱損失係数)を入力する <input type="radio"/> U値(熱貫流率)を入力する(床断熱工法に対応。基礎断熱工法には対応していません。) <input type="radio"/> 断熱材のR値(熱抵抗値)を入力する(床断熱工法に対応。基礎断熱工法には対応していません。) <input type="radio"/> 断熱性能の区分を選択する					
Q値	1.4 W/m ² K (小数点以下2桁まで)					

④ 太陽光発電設定画面入力

断熱	暖房	冷房	換気	給湯	照明	太陽光発電	コージェネ
太陽光発電の有無							<input type="radio"/> 設置あり <input checked="" type="radio"/> 設置なし

■ WEB算定プログラムの出力結果について

①入力データの確認 (注)新築の入力事例となっています。

1. 当該住宅(タイプ)の一次エネルギー消費量等

(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	(名称未設定の住宅)	
(2) 地域区分	II	
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数(当該地域区分における戸数を記入)	1	戸
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(1戸当り) …①	61.9	GJ/戸・年
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)		
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	9.3
	B 冷房設備エネルギー消費量	1.3
	C 換気設備エネルギー消費量	8.2
	D 給湯設備エネルギー消費量	15.7
	E 照明設備エネルギー消費量	6.4
	消費量小計(A+B+C+D+E) …②	40.9
	F 太陽光発電設備の発電量(評価分)	12.6
合計(②-F) …③	28.3	
(5-2) コージェネレーションシステムを設置する場合 …④	****	GJ/戸・年
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準達成率 ①/③あるいは④×100	219	%

断熱区分(オ)

ESSに入力

H1又はEH1に入力

C1又はEC1に入力

EVIに入力

EHWに入力

ELに入力

EPVCに入力

※太陽光の算定は、区分(オ)で入力して下さい。

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類: 木造(枠組壁工法) 入力方法の選択: Q値(熱損失係数)を入力する Q値: 1.4W/m ² K
---------	--

入力Q値を確認する
Q=1.4(II地域の時)

※Q値が断熱区分(オ)を超える場合は、断熱区分(ウ)で作成した算定シートも必要になります。

(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)		
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	17
	B 冷房設備エネルギー消費量	1.1
	C 換気設備エネルギー消費量	8.2
	D 給湯設備エネルギー消費量	15.7
	E 照明設備エネルギー消費量	6.4
	消費量小計(A+B+C+D+E) …②	48.4

断熱区分(ウ)

H2に入力

C2に入力

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類: 木造(枠組壁工法) 入力方法の選択: Q値(熱損失係数)を入力する Q値: 1.9W/m ² K
---------	--

入力Q値を確認する
Q=1.9(II地域の時)

②コージェネレーションシステム設置の場合 ※上記シートに加えてコージェネレーション設置ありで算定シートを作成します。

※下記2点につき、特に確認が必要です。

- (1) コージェネレーションシステム設置ありで作成した算定シート

F: 太陽光発電設備 ⇒ 設置なしになっていること。

F. 太陽光発電設備	設置なし
G. コージェネレーションシステム	燃料電池コージェネレーションType4(総合効率94%以上)

- (2) コージェネレーションシステム設置なしで作成した算定シート ※上記シートに給湯設備は、表示されません。

C: 給湯設備 ⇒ 以下の(表1)に対応した給湯設備になっていること。

C. 給湯設備	給湯設備	ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器

(表1)	コージェネタイプ	燃料電池			ガスエンジン
		Type1	Type2	Type4	
	給湯設備(ガス給湯器)	潜熱回収型	従来型	潜熱回収型	従来型又は潜熱回収型

■ エネルギー計算結果記入表への転記

・実施計画書(6/7)への入力を手順に合わせてご確認ください。(青枠部分は自動計算(入力)されます。)

計算結果記入表				算定ツール			
■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)				VER.			
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
基準一次エネルギー消費量		Ess	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)		Est		GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9		
■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)							
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合		EH1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q2	H2	要入力	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	H1	要入力	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
				EHQ		GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式
	冷房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合		EC1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q2	C2	要入力	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	C1	要入力	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
				ECQ		GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式
	給湯設備		EHW	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果	
	換気設備		EV	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果	
照明設備		EL	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
その他省エネルギーシステムを導入する場合		暖房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%	事前相談結果票の削減率	
		冷房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%	事前相談結果票の削減率	
一次エネルギー消費量(面積補正前)		Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	Etotal		GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EHW + EV + EL	
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合				EHQ + ECQ + EHW + EV + EL	
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)		Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	SA		GJ/戸・年	Est - Etotal(EH1+EC1+EHW+EV+EL)	
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合				Est - Etotal(EHQ+ECQ+EHW+EV+EL)	
按分比率		—	要入力		%	別表1	
■一次エネルギー消費削減量の算出[再生可能エネルギー等を設置する場合] ※1 (EHr×A-EHsystem)+(EHW×A-EHWsystem)+(EV×RV)							
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWs	(必要時入力)	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツール結果		
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB		GJ/戸・年	EHW - EHWs		
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	(必要時入力)	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツール結果		
	補正後の一次エネルギー消費量	Eogs'		GJ/戸・年	Est - ((Est - Ecgs) ÷ 按分比率)		
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC		GJ/戸・年	Etotal - Eogs'		
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出		
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出		
	集熱部面積	A		m ²	Ag + (As ÷ 2)		
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	(必要時入力)	GJ/戸・m ²	別表2-1-aまたはb		
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	(必要時入力)	GJ/戸・年	別表2-1-c		
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	(必要時入力)	GJ/戸・m ²	別表2-1-d		
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	(必要時入力)	GJ/戸・年	別表2-1-e		
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	(必要時入力)	—	別表2-1-f		
一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD		GJ/戸・年	※1			
一次エネルギー消費削減量[再生可能エネルギー等を含む](面積補正前)	Ssubtotal		GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD			
■一次エネルギー消費削減量の面積補正							
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
標準一次エネルギー消費量(ろ)		Est'		GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 延床面積		
一次エネルギー消費削減量(は)		Ssubtotal'		GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 延床面積		
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)		Etotal'		GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'		
■太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出 ※2 1kWあたりの一次消費削減量×発電出力							
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
算定ツールで計算	エネルギー消費削減量	EPVC	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)(に)	SE		GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44		
早見表で計算	1kWあたりの一次エネルギー消費削減量	—	(必要時入力)	GJ/戸・年	別表3		
	発電出力	—	(必要時入力)	kW	設置するパネルの容量合計		
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)(に)		SE		GJ/戸・年	※2		
■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出							
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等		
補助対象費用		—		円	1/2する前の費用(税抜)		
熱損失係数(Q値)		—		W/m ² ・K	実施計画書1頁目で設定した値		
延床面積		—		m ²	実施計画書1頁目で設定した値		
(は) + (に) 一次エネルギー削減量		Stotal		GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE		
{(は) + (に)} ÷ (ろ) × 100 一次エネルギー削減率		R		%	Stotal ÷ Est' × 100		
(は) ÷ (ろ) × 100 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率		R'		%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100		
費用対効果		—		円/MJ	補助対象費用 ÷ (Stotal × 1000)		

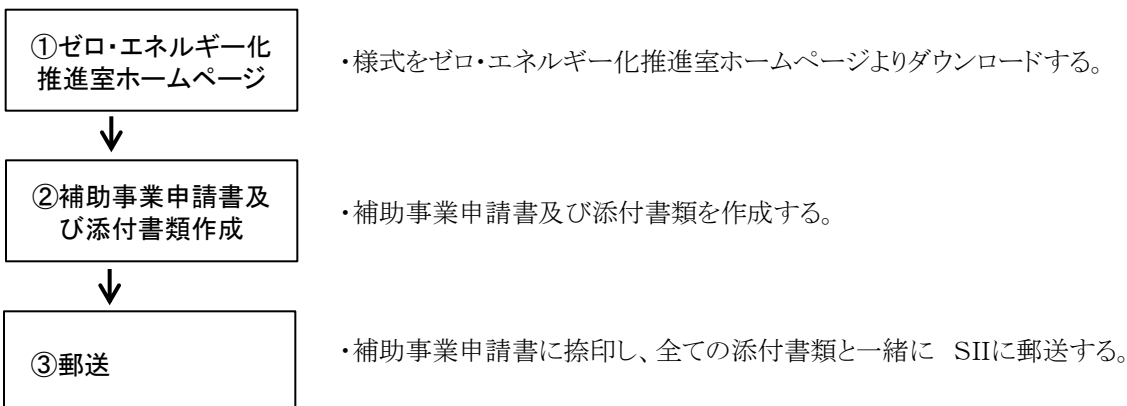
4 -3 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番で、「固定式クリアファイル(A4)」に綴じ込み提出してください。

No.	書類名	内容	様式	作成例
①	様式第1 (補助事業申請書)	SIIが指定する補助事業申請書に記載すること	【様式第1】	P43
②	実施計画書	申請する住宅の仕様を明記すること 算定シートに基づいて申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率を算出すること	定型様式1	P44～50
③	住宅事業建築主の判断の 基準の算定プログラムに 基づく算定シート	申請する住宅の標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の計算過程において使用する数値の根拠となる算定プログラムに基づく算定シートをすべて提出すること	—	—
④	Q値算出計算書	申請する住宅の熱損失係数Q値について、根拠となる計算書を提出すること (ただし既築の場合で、仕様規定による場合は不要)	定型様式8 または 様式自由	P105～112
⑤ 事前 相談 結果 票	プラスワン・システム	事前相談期間に、「プラスワン・システム事前相談票」(定型様式4)を郵送で提出し、その後、SIIから「プラスワン・システム」による申込を可とFAXで通知した「事前相談結果票」の写し	SIIから (FAXで) 通知した 書類の写し	P62～66
	その他省エネルギーシステム	事前相談期間に、「その他省エネルギーシステム事前相談票」(定型様式5)を郵送で提出し、その後、SIIから「その他省エネルギーシステム」による申込を可とFAXで通知した「事前相談結果票」の写し ※「その他省エネルギーシステム」での申請者のみ提出		
⑥ 費用 関係 書類 (3点 全て 提出)	費用総括表	費用明細書を元に、ZEHを構成する設備ごとの補助対象合計金額(税抜)を総括表に記載すること	定型様式2	P51
	費用明細書	SIIが指定する費用計算に基づいてZEHを構成する設備ごとに記載すること 簡易計算または設備単価表をもとに費用計算するもの以外は材工一式での費用表記は不可 費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること	定型様式3	P52～58
	見積書の写し	工事請負契約予定の見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、写しを添付すること (1) 工事請負契約の全体見積金額が記載されている箇所 (2) 補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所 (補助対象外が含まれていても可) ※申請用に別途、見積書を作成する必要はない ※(2)は補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記載するか、費目にマーク等を記すこと	様式自由	—
⑦	補助申請設備の設置図	補助対象設備の全てについて配置及び配置数を設計図書に明記すること	様式自由	P60
⑧ 建築 図面	配置図	真北(しんぼく)と建物との方位角が明記されているもの	様式自由	—
	平面図 (1/100以上)	・階層全て ・部屋名(実施計画書に記載の部屋名と同じ表現とし、部屋面積を㎡表記で記載) ・床面積の求積が明記されていること		
	立面図 (1/100以上)	東西南北全て (太陽光発電のサイズ・設置位置等を明記したもの)		
	矩計図	躯体(屋根・天井・壁、床等)の構成材・断熱材の仕様および屋根勾配が明記されていること ※既築は不要		
	屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されているもの		
⑨	仕様書 (カタログの写し等)	ZEHを構成する補助対象設備全て(窓、断熱材等も含む)についての仕様等が記載されたもの ※メーカーカタログの写しを使用する場合、該当する箇所にマーク等を記し、当該設備の性能・仕様が分かるようにすること ※市場流通価格の根拠となる資料についても添付すること 補助対象外の「エネルギー計測装置」の仕様書等、「太陽光発電システム」のカタログ、仕様がわかる取扱説明書、単線結線図、「蓄電池システム」の仕様書、カタログも添付すること	様式自由	—
⑩	交付要件等確認書	申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申込み、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類 必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	定型様式6	P59
⑪	提出書類チェックリスト	上記①～⑩の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックするもの(手続代行者のチェックで可)	定型様式7	—

4-4 申請方法

- ・ゼロ・エネルギー化推進室ホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)より「様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に書類を1部作成し、SIIに提出すること。(提出書類の控えを1部以上、手元に保管すること。)



4-5 公募期間及び提出先

(1) 公募期間

平成25年5月21日(火) ~ 平成25年6月21日(金) ※私書箱必着

(2) 申請書提出先及び問い合わせ先

【提出先】

〒100-8692 日本郵便(株) 銀座支店 私書箱636号

「A. 平成25年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」申請係

※「A. 平成25年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 申請書在中」と必ず記入ください。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。

(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。)

【問合せ先】

TEL:03-6741-4544 (10時~17時 平日のみ)

5. 補助事業申請書 及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類

- ・提出書類チェックリスト
- ・補助事業申請書(様式第1)
- ・実施計画書
- ・費用総括表
- ・費用明細書
- ・交付要件等確認書
- ・設備の設置図

【提出書類チェックリスト】

定型様式7

提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にして下さい。

申請者名					
手続代行者名					
No	書類名	項目	内容	確認欄	
①	様式第1 (補助事業申請書)	申請日	申請期間内の日付となっているか	<input type="checkbox"/>	
		申請者	情報	住所・氏名・ふりがな等、記載すべき内容は全て記載されているか	<input type="checkbox"/>
			印鑑	印鑑登録印が押印されているか	<input type="checkbox"/>
		手続代行者	情報	住所、会社名など記載すべき内容が全て記載されているか	<input type="checkbox"/>
			代表者印	社外文書に押印する印鑑であるか	<input type="checkbox"/>
		申請する住宅の所在地	建築区分	新築または既築が記載されているか	<input type="checkbox"/>
			地域	地域区分が記載されているか	<input type="checkbox"/>
			住所	郵便番号・所在地が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		工事予定期間等	着工予定日	予約者決定(8月上旬予定)より遅い日付であるか	<input type="checkbox"/>
			完了予定日	平成26年1月15日以前まで(既築は平成25年11月15日以前まで)の日付であるか	<input type="checkbox"/>
		補助金交付申請予定額		補助対象費用(税抜)を1/2した金額であるか	<input type="checkbox"/>
	補助限度額350万円以下の金額であるか		<input type="checkbox"/>		
手続代行者連絡先		会社名・緊急連絡先(携帯等)など記載すべき内容は全て記載されているか	<input type="checkbox"/>		
②	実施計画書	住宅の仕様	申請する住宅の仕様が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		一次エネルギー消費削減量/削減率	算定シートに基づいてエネルギー計算がされているか	<input type="checkbox"/>	
③	住宅事業建築主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート	算定用プログラム	「省エネ法 住宅事業建築主の判断基準算定用プログラム」を使用しているか	<input type="checkbox"/>	
		入力規則	SIIの定めた規則に従って申請する住宅のものが作成されているか	<input type="checkbox"/>	
④	Q値算出計算書 ※既築の場合で仕様規程による場合は不要		申請する住宅の熱損失係数(Q値)の根拠となる計算書であるか	<input type="checkbox"/>	
⑤	事前相談結果票	プラスワン・システム	SIIからFAXで送付したものの写しであるか	<input type="checkbox"/>	
		その他省エネルギーシステム	SIIからFAXで送付したものの写しであるか	<input type="checkbox"/>	
⑥	費用関係書類	費用総括表	整合性確認	費用明細書との整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>
			金額計算	金額は税抜で記載されているか、また、小数点以下は切り捨てとなっているか	<input type="checkbox"/>
			補助金交付申請予定額	補助限度額350万円以下の金額となっているか	<input type="checkbox"/>
	費用明細書	整合性確認	費用総括表との整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>	
		設置図確認	ZEHを構成する設備ごとに記載され且つ設置図と相関がとれているか	<input type="checkbox"/>	
		(簡易計算・設備単価表を採用の場合)	簡易計算または設備単価表を元に費用計算されているか	<input type="checkbox"/>	
	(簡易計算・設備単価表を非採用の場合)	設備費と工事費に分けて記載されているか(一式表示は不可)	<input type="checkbox"/>		
見積書の写し	対象工事の明示	補助対象工事に係る見積内容が分かるようになっているか	<input type="checkbox"/>		
	発行元・宛先	見積書の発行元・宛先が明記されているか	<input type="checkbox"/>		
⑦	補助申請設備の設置図	補助対象設備	全てについて設置及び設置数がわかるものであるか(できるだけ配置数も分かるようにする)	<input type="checkbox"/>	
		照明設備	全てについて設置及び設置数がわかるものであるか	<input type="checkbox"/>	
⑧	建築図面	配置図	真北(しんぼく)と建物との方位角が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		平面図 (1/100以上)		階層全てであるか	<input type="checkbox"/>
				方位、部屋名を記載しているか、床面積の求積が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
		立面図 (1/100以上)	東西南北全てであるか、太陽光発電システムのサイズ・設置位置等明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		矩計図 ※既築は不要	躯体の構成材・断熱材の仕様及び屋根勾配が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されているか	<input type="checkbox"/>			
⑨	仕様書 (カタログの写し等)	補助対象設備 (開口部及び断熱部を含む)	申請仕様確認	全てについての仕様(型式、品番、性能、効率など)が記載されたものを揃えているか	<input type="checkbox"/>
			該当箇所マーク	カタログ等、同頁に複数の設備が記載されているものは、該当する箇所にマーク等を記しているか	<input type="checkbox"/>
			市場流通価格	根拠となる資料は添付しているか	<input type="checkbox"/>
		太陽光発電システム	仕様がわかる取扱説明書、カタログ、単線結線図が添付されているか	<input type="checkbox"/>	
		蓄電池システム	仕様書、カタログが添付されているか(該当者のみ)	<input type="checkbox"/>	
		エネルギー計測装置	メーカー発行の仕様書が添付されているか	<input type="checkbox"/>	
⑩	交付要件等確認書	記入者	申請者が署名し印鑑登録印が捺印されたものであるか	<input type="checkbox"/>	
⑪	提出書類チェックリスト		チェック漏れはないか	<input type="checkbox"/>	

【補助事業申請書(様式第1)】

様式第1 (補助事業申請書)

平成 25 年 ○○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者も実印を捺印)
・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可

者 郵便番号 ○○○-○○○○
住 所 ○○県○○市○○町 ○○丁目○○番○○号
(ふりがな) ○○○ ○○○
氏 名 ○○ ○○
電話番号 ○○○-○○-○○○○

実印

手続代行者 郵便番号 △△△-△△△△
住 所 △△県△△市△△町 △△丁目△△番△△号
会 社 名 △△△△△△ 株式会社
代表者等名 代表取締役社長 △△ △△

代書者印

・該当する建築区分および地域区分は、プルダウンから選択
・申請する住宅の所在地を記入

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申請をします。

1. 申請する住宅の所在地 (建築区分: 新築・既築 地域区分: Ia・Ib・II・III・IVa・IVb・V・VI)

〒 ○○○-○○○○
○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○町 ○○丁目○○番○○号

2. 工事予定期間等

着工予定日	平成 25 年 ○○ 月 ○○ 日	完了予定日	平成 26 年 1 月 15 日
-------	-------------------	-------	------------------

申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいう
(新築)平成26年1月15日(水)まで
(既築)平成25年11月15日(金)まで

3. 補助金交付申請予定額 2,191,766 円 (対象費用の1/2) 税抜

※補助限度額 一戸あたり350万円

・工事の着工予定日
・予約者決定以降の日付であること
(予約者決定8月上旬予定)

消費税をのぞいた対象費用総額の1/2の金額を記入
(補助限度額350万円を超える場合は350万円と記入)

(手続代行者連絡先)

会 社 名	△△△△△△ 株式会社	所 属	△△△△△△
担 当 者	△△ △△	E-mail	△△△△△△△△@△△△△.△△.△△
住 所	〒 △△△-△△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△町 △△丁目△△番△△号		
電 話 番 号	(△△△) △△△ - △△△△	F A X 番 号	(△△△) △△△ - △△△△
緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる。

・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入すること
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入すること

【実施計画書 (1/7)】

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
 【新築・既築】
 定型様式1 (1/7)

実施計画書

1. 申請者 氏 名 〇〇 〇〇
 電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2. 住宅の概要 建 築 区 分 新築 築年数 年 (既築のみ)

居住者人数(予定) 〇 人

地 域 区 分 II

申請する住宅についての
 情報を記入

- 工 法
- 木造(軸組構法)
 - 木造(桝組壁工法)
 - S造(外張・内張断熱工法)
 - S造(外張・内張断熱工法以外の工法)
 - RC造
 - その他(
- ↑該当工法に■をつける

VI地域の場合は夏期日射取得係数も
 記載すること

Q値計算書から転記

延 床 面 積 127.50 m² (小数点第二位まで、三位以下切捨て)

床 面 積 1F 64.58 m²、2F 62.92 m²、3F m² (BF m²)
 (小数点第二位まで、三位以下切捨て)

3. 補助対象設備

断熱性能	熱損失係数(Q値) = (<u>1.17</u>) W/m ² ・K (小数点第二位まで、三位以下四捨五入)
	夏期日射取得係数 = () (VI地域の場合のみ)
設備	暖房 冷房 給湯 換気 照明
プラスワン・システム	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他省エネルギーシステム	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - -
蓄電池システム	<input type="checkbox"/>

↑該当する補助申請設備に■をつける

事前相談結果票に記載されている番号を記入

プラスワン・システム 事前相談結果No. 〇〇〇〇〇〇
 システム名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇換気システム

その他省エネルギーシステム 事前相談結果No. _____
 システム名称 _____

補助対象費用 4,383,533 円 (1/2する前の費用(税抜))

4. 補助事業の効果(後述の計算結果記入表より設定される)

■一次エネルギー消費削減量	<u>77.2</u>	GJ/年	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(Stotal)より転記
■一次エネルギー消費削減率	<u>105.8</u>	%	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(R)より転記
■太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	<u>45.6</u>	%	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(R')より転記
■費用対効果	<u>56.7</u>	円/MJ	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(費用対効果)より転記

5. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 平成25年度住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 | <input type="checkbox"/> 民生用燃料電池導入緊急対策費補助金 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電導入支援補助金 | <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 |
| <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金 | |
| <input type="checkbox"/> その他(|) |

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません

【実施計画書 (3/7)】

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇〇
 【新築・既築】
 定型様式 1 (3/7)

8. 住宅の断熱仕様

(1) 当該住宅の高断熱仕様

当該住宅の熱損失係数(Q値)	1.17	W/m ² ・K	夏期日射取得係数		(VI地域の場合のみ)
----------------	------	---------------------	----------	--	-------------

(2) 各部位の断熱仕様(※必ず仕様書(カタログ等)の写しを添付すること)

<高断熱仕様>

(新築) 導入する断熱材、開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位	断熱材の種類	熱伝導率(W/m ² ・K)	厚さ(mm)	面積(m ²)	備考	
屋根	HGW16K	0.038	200	32.52		
天井	吹込み用グラスウール GW-2	0.052	400	36.92		
外壁	一般部	HGW16K、フェノール保温板	0.038、0.02	140、40	107.87	
	階間部	現場発泡ウレタン、フェノール保温板	0.026、0.02	25、40	10.24	
床	外気に接する部分				土間床周長を記入	
	その他の部分	ポリスチレンフォーム保温板	0.028	100	57.19	
土間床	外気に接する部分	ポリスチレンフォーム保温板	0.034	120	周長(m) 5.85	
	(土間面)	ポリスチレンフォーム保温板	0.034	60		
その他					土間床は最大のものの内容を記入	

部位	種類(ガラス種類・サッシ種類等)	付属品	熱貫流率(W/m ² ・K)	日射侵入率	面積(m ²)	備考
窓1	Low-Eアルゴン入りペアガラス・木製		1.3	0.4	14.06	
窓2	Low-Eアルゴン入りトリプルガラス・樹脂		1.29	0.32	5.62	該当する仕様設定を記入
ドア	木製断熱玄関ドア		1.7		2.05	

<次世代省エネルギー仕様> 【右の該当する仕様設定に■をつけて下さい ■ 仕様規定による □ 熱損失係数による】

(新築) 次世代省エネルギー基準に相当する断熱材、開口部の仕様情報を記入

(導入する仕様情報の値と次世代省エネルギー基準との比較値を取りたいため、記入をお願いします。)

(既築) 導入する断熱材、開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位	断熱材の種類	熱伝導率(W/m ² ・K)	厚さ(mm)	面積(m ²)	次世代基準の適合確認
屋根	HGW16K	0.038	200	32.52	○
天井	吹込み用グラスウール GW-2	0.052	250	36.92	○
外壁	一般部	HGW16K	100	107.87	○
	階間部	現場発泡ウレタン	25	10.24	○
床	外気に接する部分				
	その他の部分	ポリスチレンフォーム保温板	100	57.19	○
土間床	外気に接する部分	ポリスチレンフォーム保温板	120	周長(m) 5.85	等級4を満たす断熱厚を記入
	(土間面)	ポリスチレンフォーム保温板	60		
その他					開口部は熱貫流率基準・日射侵入率基準で等級4を満たすような仕様を比較用に記入する

部位	種類(ガラス種類・サッシ種類等)	付属品	熱貫流率(W/m ² ・K)	日射侵入率	面積(m ²)	次世代基準の適合確認
窓1	ペアガラス、樹脂サッシ		2.33		19.68	○
窓2						
ドア	アルミ玄関ドア		2.33		2.05	○

【実施計画書(4/7)】

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇〇
 【新築・既築】
 定型様式1(4/7)

9. 住宅の補助対象設備仕様

(1) 空調設備

補助対象の空調設備情報 ※床暖の場合は、導入する全ての居室名を記入し、設備は代表する居室のみ記入で可とする。

居室名 (補助対象の居室のみ記入) 【LD、和室、洋室等】	メーカー名	機種名 (型式)	設備の性能				台数	
			熱源			放熱		
			暖房 COP・ 効率(%)	冷房 COP・ 効率(%)	省エネ基準 達成率(%)			上面 放熱率 (%)
居室①	リビング	〇〇〇	AB-CD123	5.49	4.57	120 %	%	1
居室②	和室	〇〇〇	EF-GHI456	5.26	4.96	124 %	%	1
居室③	主寝室	〇〇〇	JK-LMN789	5.66	5.28	122 %	%	1
居室④	子供室2	〇〇〇	OP-QRS111	5.95	5.57	124 %	%	1
居室⑤	子供室1	〇〇〇	TU-VWX	5.95	5.57	124 %	%	1
居室⑥						%	%	
居室⑦	(参考) ・熱源と放熱器に分かれるものは別の行に分けて記入					%	%	
居室⑧	LDK	〇〇〇	熱源 HP温水式床暖房P-QRS	3.9		%	%	1
居室⑨	LDK	△△△	パネル YUKADAN-X			%	90 %	3
居室⑩						%	%	

※ヒートポンプ式はCOPを記入(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)、その他は効率(%)を記入

※省エネ基準達成率は、個別エアコンの場合記入。

※床暖房など放熱器を有するものは、上面放熱率を記入

(2) 給湯設備

補助対象の給湯設備情報 ※セット型番があるものは、セット型番で記入

メーカー名	機種名 (型式)	効率				追焚 保温 (有無)	台数
		電気		石油	ガス		
		APF (JRA)	APF (JIS)	エネルギー 消費効率(%)			
〇〇〇	BCD-1235	3.4		%	%		1
				%	%		
				%	%		

熱源種類に応じて該当する欄に効率等を記入

(3) 換気設備

補助対象の換気設備情報

メーカー名	機種名 (型式)	熱(温度)交換効率 ※いずれか記入		DCモーターの 場合○を記入	台数
		顕熱回収型	全(潜)熱回収型		
〇〇〇	VENT-999	70 %	%	○	2
		%	%		
		%	%		

【実施計画書 (5/7)】

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
【新築・既築】
定型様式1 (5/7)

(4) 照明設備

設備の設置図の図面No.を記入

プラスワン・システムとして導入する照明設備は〇を記入

補助対象の照明設備情報 ※プラスワン・システムの場合、記号は入力しないで下さい。

No.	図面No.	記号	設置場所	メーカー名	機種名(型式)	LEDの場合〇を記入	照明エネルギー消費効率(lm/W)	調光・センサー類	プラスワン・システムの場合〇を記入	台数
1	13	B1	LDK	〇〇〇	DL-LT60000	〇				2
2	12	B2	LDK	〇〇〇	DL-LT100000	〇				2
3	14	C	LDK	〇〇〇	P-100LT	〇				2
4	11		LDK	〇〇〇	H-001	〇		照度		1
5	1	A1	和室	〇〇〇	SS-1700LT	〇				1
6	3	B1	和室	〇〇〇	DL-LT60000	〇				2
7	2	B2	和室	〇〇〇	DL-LT100000	〇				1
8	6	B1	ホール	〇〇〇	DL-LT60000	〇				2
9	7	G	ホール	〇〇〇	G-LT9000	〇				1
10	8,21	E	階段	〇〇〇	B-LT400	〇				2
11	10		玄関ポーチ	〇〇〇	I-002	〇		人感		1
12	9	B1	玄関	〇〇〇	DL-LT60000	〇				2
13	4	B1	洗面所	〇〇〇	DL-LT60000	〇				1
14	5		トイレ(1)	〇〇〇	NL-LTT960	〇		人感		1
15	15	A2	主寝室	〇〇〇	S-2000LT	〇				1
16	16	E	主寝室	〇〇〇	B-LT400	〇				1
17	24	A1	子供室1	〇〇〇	SS-1500LT	〇				1
18	23	A1	子供室2	〇〇〇	SS-1500LT	〇				1
19	18	A1	書斎	〇〇〇	SS-1500LT	〇				1
20	25	F	納戸	〇〇〇	DL-LT98000	〇				1
21	17	F	WIC	〇〇〇	DL-LT98000	〇				1
22	19	B1	ホール2	〇〇〇	DL-LT60000	〇				2
23	20	G	ホール2	〇〇〇	G-LT9000	〇				1
24	22		トイレ(2)	〇〇〇	NL-LTT960	〇		人感		1
25										

※照明器具の配置図に器具形式に応じて、記号(A~G)を記入してください。(公募要領P22を参照)

※下記に示す照明器具は、個別に費用計上し、カタログを添付してください。

- ペンダント・ブラケットで複数のランプが設置されたもの
- センサー付き照明器具
- 蛍光灯器具及び直管型LED器具等、単価表に該当しないと思われる照明器具

※補助対象外の照明器具及び付属器具

- 玄関、勝手口灯以外の非居住空間に設置された照明器具、建物に固定された器具
- 調光器具・シーリングファン・ライティングレール

※「プラスワン・システム」を照明設備で申請される場合

- 一般照明とは分けて「プラスワン・システム」用の頁に該当する照明設備を費用計上してください。
- 対象の照明器具は個別に費用計上し、カタログを添付してください。
この場合に限り、照明器具とは別置のセンサー器具等も補助対象となります。

補助対象の器具形式の記号を記入
(器具形式の記号は公募要領P23を参照)

同じ器具で設置場所がちがう場合は、異なる図面No.を設定

4
1
11
3
2
0
0
3
2
2
4
32
0

(5) 蓄電池システム (リチウムイオン蓄電池を除く)

蓄電池	種類	
	メーカー名	
	型式	
	定格容量	
	セル数(単電池の数)	

電力変換装置	種類	
	メーカー名	
	型式	
	定格出力	

【実施計画書 (6/7)】

表の記入必要箇所記入すると
後述の計算は全て自動計算します。

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
【新築・既築】
定型様式1 (6/7)

10. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

※標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると後述の計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表	算定ツール VBR. 1.2
----------------	-------------------------------------

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	61.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)								
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等				
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	EH1	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q2	1.9	H2	17	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	1.4	H1	9.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
		EHQ	5.7	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式			
	冷房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	EC1	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
		Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q2	1.9	C2	1.1	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	1.4	C1	1.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
	ECQ	1.3	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式				
	給湯設備	EHW	15.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
	換気設備	EV	8.2	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
照明設備	EL	6.4	GJ/戸・年	算定ツールの結果				
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	-	%	事前相談結果票の削減率				
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	-	%	事前相談結果票の削減率				
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	37.3	GJ/戸・年	Etotal	EH1 + EC1 + EHW + EV + EL			
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合			EHQ + ECQ + EHW + EV + EL				
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	31.4	GJ/戸・年	SA	Est - Etotal(EH1 + EC1 + EHW + EV + EL)			
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合			Est - Etotal(EHQ + ECQ + EHW + EV + EL)				
按分比率		65.1	%	別表1				

■一次エネルギー消費削減量の算出[再生可能エネルギー等を設置する場合] ※1 (EHR×A-EHsystem)+(BHW×A-EHWsystem)+(EV×RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWs	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB	0	EHW - EHWs
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	Est - ((Est - Ecgs) ÷ 按分比率)
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC	0	Etotal - Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	㎡	建築図面より算出
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	㎡	建築図面より算出
	集熱部面積	A	㎡	Ag + (As ÷ 2)
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	Ehr	GJ/年㎡	別表2-1-aまたはb
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	GJ/戸・年	別表2-1-c
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	GJ/年㎡	別表2-1-d
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	GJ/戸・年	別表2-1-e
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	-	別表2-1-f
一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD	0	※1	
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (ろ)	Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 延床面積
一次エネルギー消費削減量 (は)	Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 延床面積
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)	Etotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出 ※2 1kWあたりの一次エネルギー消費削減量×発電出力

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
算定ツールで計算	エネルギー消費削減量	EPVC	12.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (に)	SE	43.9	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44
早見表で計算	1kWあたりの一次エネルギー消費削減量	-	GJ/戸・年	別表3	
	発電出力	-	kW	設置するパネルの容量合計	
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (に)	SE	GJ/戸・年	※2	

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	-	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	-	1.17	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
延床面積	-	127.5	㎡	実施計画書1頁目で設定した値
(は) + (に) 一次エネルギー消費削減量	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
((は) + (に)) ÷ (ろ) × 100 一次エネルギー消費削減率	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
(は) ÷ (ろ) × 100 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	-	56.7	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Stotal × 1000)

【実施計画書 (7/7)】

前頁のエネルギー計算結果記入表に記入すると自動的に反映されます。

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
 【新築・既築】
 定型様式1 (7/7)

※計算結果は、小数点2位以下切り捨て

① 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量(は)を算出	
■標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est)の算出	
(Ess) <input style="width: 50px;" type="text" value="61.9"/>	÷ 0.9 = (Est) <input style="width: 50px;" type="text" value="68.7"/> GJ/戸・年
SA (1) Q値が[断熱区分(ウ)~(オ)]に該当する場合(省エネAの算定)	
(EH1) <input style="width: 50px;" type="text"/> + (EC1) <input style="width: 50px;" type="text"/> + (EHW) <input style="width: 50px;" type="text"/> + (EV) <input style="width: 50px;" type="text"/> + (EL) <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (Etotal) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
(Est) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (Etotal) <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (SA) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
SA (2) Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合(省エネ量Aの算定)	
((H2) <input style="width: 50px;" type="text" value="17"/> - (H1) <input style="width: 50px;" type="text" value="9.3"/>) × ((Q) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.17"/> - (Q1) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.4"/>)	
((C2) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.1"/> - (C1) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.3"/>) × ((Q2) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.9"/> - (Q1) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.4"/>)	
+ (H1) <input style="width: 50px;" type="text" value="9.3"/>	= (EHQ) <input style="width: 50px;" type="text" value="5.7"/> GJ/戸・年
+ (C1) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.3"/>	= (ECQ) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.3"/> GJ/戸・年
※暖房設備一次エネルギー消費量(EHQ)がマイナスの場合は、0とします。 ※冷房設備一次エネルギー消費量(ECQ)がマイナスの場合は、0とします。	
(EHQ) <input style="width: 50px;" type="text" value="5.7"/> + (ECQ) <input style="width: 50px;" type="text" value="1.3"/> + (EHW) <input style="width: 50px;" type="text" value="15.7"/> + (EV) <input style="width: 50px;" type="text" value="8.2"/> + (EL) <input style="width: 50px;" type="text" value="6.4"/>	= (Etotal) <input style="width: 50px;" type="text" value="37.3"/> GJ/戸・年
(Est) <input style="width: 50px;" type="text" value="68.7"/> - (Etotal) <input style="width: 50px;" type="text" value="37.3"/>	= (SA) <input style="width: 50px;" type="text" value="31.4"/> GJ/戸・年
■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Bの算定)[該当者のみ]	
SB (EHW) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (EHS) <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (SB) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Cの算定)[該当者のみ]	
SC (Est) <input style="width: 50px;" type="text"/> - ((Est) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (Ecgs) <input style="width: 50px;" type="text"/>) ÷ (按分比率) <input style="width: 50px;" type="text"/> %	= (Ecgs') <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
(Etotal) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (Ecgs') <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (SC) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Dの算定)[該当者のみ]	
SD (Ag) <input style="width: 50px;" type="text"/> + ((As) <input style="width: 50px;" type="text"/> ÷ 2) = (A) <input style="width: 50px;" type="text"/> m ²	
((EHr) <input style="width: 50px;" type="text"/> × (A) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (EHsystem) <input style="width: 50px;" type="text"/>) + ((EHWr) <input style="width: 50px;" type="text"/> × (A) <input style="width: 50px;" type="text"/> - (EHWsystem) <input style="width: 50px;" type="text"/>) + (EV) <input style="width: 50px;" type="text"/> × (RV) <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (SD) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
■申請する住宅の面積に応じた標準一次エネルギー消費量(ろ)および一次エネルギー消費削減量(は、省エネ量A~D)の補正	
(Est) <input style="width: 50px;" type="text" value="68.7"/> ÷ 120 × (延床面積) <input style="width: 50px;" type="text" value="127.50"/> m ²	= (Est') <input style="width: 50px;" type="text" value="72.9"/> GJ/戸・年
((SA) <input style="width: 50px;" type="text" value="31.4"/> + (SB) <input style="width: 50px;" type="text" value="0"/> + (SC) <input style="width: 50px;" type="text" value="0"/> + (SD) <input style="width: 50px;" type="text" value="0"/>) ÷ 120 × (延床面積) <input style="width: 50px;" type="text" value="127.50"/> m ²	= (Ssubtotal') <input style="width: 50px;" type="text" value="33.3"/> GJ/戸・年
(Est') <input style="width: 50px;" type="text" value="72.9"/> - (Ssubtotal') <input style="width: 50px;" type="text" value="33.3"/>	= (Etotal') <input style="width: 50px;" type="text" value="39.6"/> GJ/戸・年
② 太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出	
SE (EPVC) <input style="width: 50px;" type="text" value="12.6"/> ÷ (按分比率) <input style="width: 50px;" type="text" value="65.1"/> % ÷ 0.44 = (SE) <input style="width: 50px;" type="text" value="43.9"/> GJ/戸・年	
早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 <input style="width: 50px;" type="text"/> × (発電出力[kW]) <input style="width: 50px;" type="text"/>	= (SE) <input style="width: 50px;" type="text"/> GJ/戸・年
③ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率を算出	
■一次エネルギー消費削減量(Stotal)	(Ssubtotal') <input style="width: 50px;" type="text" value="33.3"/> + (SE) <input style="width: 50px;" type="text" value="43.9"/> = (Stotal) <input style="width: 50px;" type="text" value="77.2"/> GJ/戸・年
■一次エネルギー消費削減率(R)	(Stotal) <input style="width: 50px;" type="text" value="77.2"/> ÷ (Est') <input style="width: 50px;" type="text" value="72.9"/> × 100 = (R) <input style="width: 50px;" type="text" value="105.8"/> %
■太陽光を除く一次エネルギー消費削減率(R')	(Ssubtotal') <input style="width: 50px;" type="text" value="33.3"/> ÷ (Est') <input style="width: 50px;" type="text" value="72.9"/> × 100 = (R') <input style="width: 50px;" type="text" value="45.6"/> %
■費用対効果	(補助対象費用) <input style="width: 50px;" type="text" value="4,383,533"/> ÷ ((Stotal) <input style="width: 50px;" type="text" value="77.2"/> × 1000) = (費用対効果) <input style="width: 50px;" type="text" value="56.7"/> 円/MJ

【費用総括表】

費用総括表

- ・費用明細書を元に、申請する設備ごとの補助対象合計金額を総括表に記載すること
- ・費用明細書の金額と整合性が取れるようにすること

掛かり増し費用計算で算出する場合、
新築の場合は高断熱仕様と
次世代省エネルギー基準仕様の
設備費・工事費の合計(補助対象外を除く)を
それぞれ記入してください ※税抜

ZEHを構成する設備			補助対象の合計金額		摘要
断熱	高断熱仕様に係る費用(新築のみ)				
	サッシ(開口部)	高断熱仕様	計	2,394,850 円	・・・① (①と②の差額が補助対象額)
		次世代省エネルギー基準仕様	計	△ 1,154,000 円	・・・②
	断熱部	高断熱仕様	計	1,166,023 円	・・・③ (③と④の差額が補助対象額)
		次世代省エネルギー基準仕様	計	△ 671,700 円	・・・④
	小 計(A)=(差額の合計)			1,735,173 円	注)開口部及び断熱部は、次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象
	簡易計算を使用した場合			延床面積 × 簡易計算基準単価	
			計	m ² × 円	実施計画書1頁の延床面積×簡易計算基準単価
	小 計(B)			円	注)簡易計算は費用明細不要
	断熱改修に係る費用(既築のみ)				
開口部(ガラス・サッシ)の断熱改修			円		
断熱改修			円		
小 計(C)			円		
省エネルギー設備	空調設備			計 1,295,000 円	
	給湯設備			計 720,000 円	
	照明設備			計 478,600 円	
	換気設備	省エネ換気	計	円	・・・⑤ (⑤と⑥の差額が補助対象額)
		同種の通常機械換気	計	△ 238,500 円	・・・⑥
	小 計(D=差額)			-238,500 円	注)換気設備は、通常の機械換気設備との差額が補助対象
小 計(E)			2,255,100 円		
システム	プラスワン・システム			計 393,260 円	
	小 計(F)			393,260 円	
その他設備	その他①()			計 円	
	その他②()			円	
	その他③()			円	
	その他④()			円	
	その他⑤()			円	
小 計(G)			円		
合 計(H=(A又はB又はC)+E+F+G) (税抜)			4,383,533 円		
補助金交付申請予定額 (I=H/2)			2,191,766 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1 補助事業申請書】に転記	

費用明細書の補助対象費用の
設備費・工事費の合計を記入して
ください※税抜

簡易計算で算出する場合、延床面積と
地域区分に簡易計算基準単価を
記入してください
(例)127.50m² × 12,000円

省エネ換気設備の場合は、省エネ換気
設備と同種の通常機械換気設備の
設備費・工事費の合計(補助対象外を
除く)をそれぞれ記入してください
※税抜

プラスワン・システムは「プラスワン・システム」の
費用明細書に計上し、補助対象費用の設備費・
工事費の合計を記入してください ※税抜
作成例はプラスワン・システムとして換気設備を
導入した場合

必ず税抜金額を記入してください
(小数点以下切り捨て)

※補助金交付申請予定額が補助限度額(350万円)を超える場合は、【様式第1 補助事業申請書】に350万円と転記してください。

【費用明細書(開口部)】

定型様式 3

費用明細書(新築)【開口部】
※費用総括表の摘要欄①②にあたる明細書。

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

標準価格・オープン価格を記入して下さい

※複数枚に及ぶ場合 (/ ページ)

<補助算定用費用>高断熱仕様

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
高断熱仕様 設備費 (材料費)		樹脂サッシ(トリプルガラス)							
	①	ドレーキップ	AAA-01	1	窓	67,900	67,900	135,800	
	②~④	ドレーキップ	AAA-02	3	窓	76,450	229,350	152,900	
	⑤⑥	ドレーキップ	AAA-03	2	窓	92,350	184,700	184,700	
	⑦	縦すべり出し	TTT-01	1	窓	59,500	59,500	119,000	
	⑧	横すべり出し	YYY-01	1	窓	55,200	55,200	110,400	
	⑨	FIX	FFF-01	1	窓	40,100	40,100	80,200	
	⑩	FIX	FFF-02	1	窓	66,000	66,000	132,100	
		木製サッシ(ペアガラス)							
	⑪~⑬	ドレーキップ	BBB-01	6	窓	110,000	660,000	オリジナル	
	⑭	ドレーキップ	BBB-02	1	窓	155,000	155,000	オリジナル	連窓
	⑮	ドレーキップ	BBB-03	1	窓	250,000	250,000	オリジナル	連窓
	⑯	ドレーキップ	BBB-03	1	窓	211,100	211,100	オリジナル	
	⑰	木製断熱玄関ドア	GGG-01	1	台	331,000	331,000	オープン価格	
高断熱仕様設備費計							2,309,850		
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]		
高断熱仕様 設置工事費	樹脂サッシ取付け費			10	窓	3,000	30,000		
	木製サッシ、窓台取付け費			9	窓	5,000	45,000		
	玄関ドア取付け費			1	台	10,000	10,000		
高断熱仕様工事費計							85,000	-	
高断熱仕様合計金額[税抜]							2,394,850	← 費用総括表へ転記	

本体、材料等、補助対象となる設備費(材料費)を記入
※一式でまとめて記入は不可

<補助対象外費用>高断熱仕様

費目	内容	備考
高断熱仕様 補助対象外 費用	補助対象外費用が見積りに含まれている場合は記入 ※補助対象範囲については19ページ参照	補助対象設備の設置に必要な工事費のうち補助対象となるものを記入 ※一式でまとめて記入は不可
高断熱仕様補助対象外合計金額[税抜]		高断熱仕様との差額算出用に作成すること ※次世代省エネルギー基準仕様の設備費・工事費と高断熱仕様の設備費・工事費との差額が補助対象となります

<補助算定用費用>次世代省エネルギー基準仕様

費目	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考	
次世代省 エネルギー 基準仕様 設備費 (材料費)	樹脂サッシ(ペアガラス)								
	ドレーキップ	AAA-01	1	窓	38,500	38,500	77,000		
	ドレーキップ	AAA-02	3	窓	44,300	132,900	88,750		
	ドレーキップ	AAA-03	2	窓	51,000	102,000	102,000		
	縦すべり出し	TTT-01	1	窓	26,800	26,800	53,600		
	横すべり出し	YYY-01	1	窓	24,100	24,100	48,200		
	FIX	FFF-01	1	窓	16,450	16,450	32,900		
	FIX	FFF-02	1	窓	23,800	23,800	47,600		
	Dドレーキップ	BBB-01	6	窓	51,000	306,000	102,000		
	テラスドア	TTTT-11	1	窓	152,350	152,350	304,700		
	引き違い 16512	HKC-15	1	窓	52,100	52,100	104,200		
	断熱アルミ玄関ドア	ALM-D01	1	台	212,000	212,000	424,000		
	次世代省エネルギー基準仕様設備費計						1,087,000	-	
	費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	
次世代省 エネルギー 基準仕様 設置工事費	樹脂サッシ取付け費			19	窓	3,000	57,000		
	玄関ドア取付け費			1	台	10,000	10,000		
							0		
次世代省エネルギー基準仕様工事費計							67,000	-	
次世代省エネルギー基準仕様合計金額[税抜]							1,154,000	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(断熱部)】

定型様式3

費用明細書(新築)【断熱部】
 ※費用総括表の摘要欄③④にあたる明細書。

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
 注2: 補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

標準価格・オープン価格を記入

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助算定用費用>高断熱仕様

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
高断熱仕様 設備費 (材料費)		天井							
		吹込みグラスウール	GW-2 400mm	32.53	㎡	3,250	105,722	¥5000/㎡	材工
		(勾配天井)高性能グラスウール	16K 200mm	32.53	㎡	1,970	64,084	¥3040/㎡	
		壁							
		高性能グラスウール	16K 140mm	120.59	㎡	1,380	166,414	¥2130/㎡	
		フェノール保温板	910×1820×40	75	枚	3,350	251,250	¥4840/㎡	
		専用ピン		6	ケース	7,000	42,000		
		床							
		ポリスチレンフォーム保温板	855×1820×50	68	枚	2,300	138,000	オープン価格	2枚重ね
		土間床							
	ポリスチレンフォーム保温板	900×1800×120	4	枚	5,800	23,200	オープン価格		
	ポリスチレンフォーム保温板	900×1800×60	4	枚	2,900	11,600	オープン価格		
	発泡ウレタン	HU-001	8	本	2,100	16,800			
高断熱仕様設備費計							819,070		-
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]		
高断熱仕様 設置工事費	外張り断熱施工費			6	人工	20,000	120,000		
	グラスウール施工費 140mm			120.59	㎡	1,100	132,649		
	ブローイング施工費 400mm			32.53	㎡	材料費を含む			
	グラスウール施工費 200mm			32.53	㎡	1,400	45,542		
	床断熱材施工費			57.19	㎡	700	40,033		
	土間床断熱材施工費			12.47	㎡	700	8,729		
高断熱仕様工事費計							346,953		
高断熱仕様合計金額[税抜]							1,166,023	← 費用総括表へ転記	

本体、材料等、補助対象となる
設備費(材料費)を記入
※一式でまとめて記入は不可

1人工とは、作業員1名が
1日間かかる作業量

<補助対象外費用>高断熱仕様

費目	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
高断熱仕様 補助対象外 費用								
高断熱仕様補助対象外合計金額[税抜]								

補助対象外費用が見積りに
含まれている場合は記入
※補助対象範囲については
19ページ参照

補助対象設備の設置に必要な工事費
のうち補助対象となるものを記入
※一式でまとめて記入は不可

高断熱仕様との差額算出用に作成すること
※次世代省エネルギー基準仕様の設備費・工事費と
高断熱仕様の設備費・工事費との差額が補助対象となります

<補助算定用費用>次世代省エネルギー基準仕様

費目	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考	
次世代省 エネルギー 基準仕様 設備費 (材料費)	天井								
	吹込グラスウール	GW-2 250mm	32.53	㎡	2,270	73,843	¥3500/㎡	材工	
	勾配天井								
	高性能グラスウール	16K 200mm	32.53	㎡	1,970	64,084	¥3040/㎡		
	壁								
	高性能グラスウール	16K 100mm	120.59	㎡	980	118,178	¥1520/㎡		
	床								
	ポリスチレンフォーム保温板	855×1820×50	68	枚	2,370	161,160	オープン価格	2枚重ね	
	土間床								
	ポリスチレンフォーム保温板	900×1800×120	4	枚	5,800	23,200	オープン価格		
ポリスチレンフォーム保温板	900×1800×60	4	枚	2,900	11,600	オープン価格			
発泡ウレタン	HU-001	8	本	2,100	16,800				
次世代省エネルギー基準仕様設備費計							468,865	-	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]		
次世代省 エネルギー 基準仕様 設置工事費	グラスウール施工費 100mm			120.59	㎡	900	108,531		
	ブローイング施工費 250mm			32.53	㎡	材料費を含む			
	グラスウール施工費(勾配) 200mm			32.53	㎡	1,400	45,542		
	床断熱材施工費			57.19	㎡	700	40,033		
	土間床断熱材施工費			12.47	㎡	700	8,729		
	次世代省エネルギー基準仕様工事費計							202,835	-
次世代省エネルギー基準仕様合計金額[税抜]							671,700	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(空調設備-高効率個別エアコン)】

費用明細書【空調設備 - 高効率個別エアコン】

高効率個別エアコン以外の設備は「空調設備-その他」の費用明細書に設備費と工事費を分けて記入

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
 注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

<補助対象費用>

(/ ページ)

費目	出力クラス	図面No.	品名	型式・機番	数量	単位	設備単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
高効率個別 エアコン 設備費	4.0kW	エアコン1	個別エアコン	AB-CD123	1	台	325,000	325,000		
	2.8kW	エアコン2	個別エアコン	EF-GHI456	1	台	275,000	275,000		
	2.8kW	エアコン3	個別エアコン	JK-LMN789	1	台	275,000	275,000		
	2.2kW	エアコン4	個別エアコン	OP-QRS111	1	台	210,000	210,000		
	2.2kW	エアコン5	個別エアコン	TU-VWX	1	台	210,000	210,000		
※設備単価表に 該当する 出力クラス のもの							0	0		
							0	0		
設備費計(高効率個別エアコンの設備費は、工事費も含まます)								1,295,000	-	
費目	出力クラス	図面No.	品名	型式・機番	数量	単位	設備単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
高効率個別 エアコン 設備費	-							0		
	-							0		
	-							0		
	-							0		
	-							0		
※設備単価表に 該当しない 出力クラス のもの								0		
								0		
設備費計(高効率個別エアコンの設備費は、工事費も含まます)								0	-	
費目	図面No.	品名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考	
標準外 設備費 (材料費)							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
標準外設備費計(寒冷地対策や施工方法で標準外の設備が必要な場合)								0	-	
設備費計								1,295,000	-	
費目	工事名・作業内容				数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
標準外 設置工事費								0		
								0		
								0		
標準外 電気工事費								0		
								0		
								0		
標準外 その他 工事費								0		
								0		
								0		
標準外設備工事費計(寒冷地対策や施工方法で標準外の工事が必要な場合)								0	-	
補助対象合計金額[税抜]								1,295,000	← 費用総括表へ転記	

<補助対象外費用>

費目	工事名・作業内容				金額(円) [税抜]	備考
補助対象外 費用						
補助対象外合計金額[税抜]					0	← 総括表への転記不要

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(給湯設備-給湯能力別)】

費用明細書【給湯設備 - 給湯能力別】

定型様式 3

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
 注2: 補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

※複数枚に及ぶ場合
 (/ ページ)

<補助対象費用>

費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考		
設備費 (CO2冷媒 HP給湯器)	460L	給湯器	BCD-1235	1	台	720,000	720,000			
	設備単価表に該当する給湯能力のものを記入						設備費・工事費の合計が上限額に満たない場合は実際の金額を記入			
設備費計(CO2冷媒HP給湯器の設備費は、工事費も含まます)							720,000	-		
費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	フルオートタイプ は「フル」、オートタイプ は「オート」を記入	備考	
設備費 (潜熱回収型 ガス給湯器)						0	0			
						0	0		フルオートタイプか オートタイプかを記入	
						0	0			
						0	0			
設備費計(潜熱回収型ガス給湯器の設備費は、工事費も含まます)							0	-		
費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	フルオートタイプ は「フル」、オートタイプ は「オート」を記入	備考	
設備費 (潜熱回収型 石油給湯器) <small>※オイルタンク等の 付属物は標準外設備費に 計上してください</small>						0	0			
	「CO2冷媒HP式給湯器」「潜熱回収型(ガス・石油)給湯器」以外の給湯方式、給湯能力の場合は「給湯設備-その他」の費用明細書に設備費と工事費を分けて記入						0	0		
						0	0			
						0	0			
設備費計(潜熱回収型石油給湯器の設備費は、工事費も含まます)							0	-		
費目	品名			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考	
標準外 設備費 (材料費)							0			
	寒冷地対策や施工方法で標準外の設備が必要な場合は、補助対象となる設備費(材料費)を別途記入						0	0	標準価格・オープン価格を 記入	
							0			
							0			
標準外設備費計(寒冷地対策等や施工方法で標準外の設備が必要な場合)							0	-		
設備費計							720,000	-		
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考	
標準外 設置工事費							0			
	寒冷地対策や施工方法で標準外の工事が必要な場合は、補助対象となる工事費を別途記入						0	0		
							0			
							0			
標準外工事費計(寒冷地対策等や施工方法で標準外の工事が必要な場合)							0	-		
補助対象合計金額[税抜]							720,000	← 費用総括表へ転記		

<補助対象外費用>

費目	工事名・作業内容		金額(円) [税抜]	備考
補助対象外 費用				
	補助対象外費用が見積書に含まれている場合は記入して下さい			
補助対象外合計金額[税抜]			0	← 総括表への転記不要

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(換気設備)】

定型様式 3

費用明細書【換気設備】
※費用総括表の摘要欄⑥⑦にあたる明細書。

標準価格・オープン価格を記入

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助算定用費用>省エネ換気設備

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
省エネ換気 設備費 (材料費)							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
設備費計							0		—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
省エネ換気 設置工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							0		—
省エネ換気設備合計金額[税抜]							0		← 費用総括表へ転記

本体、材料等、補助対象となる
設備費(材料費)を記入
※一式でまとめて記入は不可

補助対象設備の設置に必要な工事費の
うち補助対象となるものを記入
※一式でまとめて記入は不可

<補助対象外費用>省エネ換気設備

費目	工事名・作業内容			金額(円) [税抜]	備考
省エネ換気 補助対象外 費用					
省エネ換気設備外合計金額[税抜]					0 ← 総括表への転記不要

補助対象外費用が見積書に含まれている場
合は記入して下さい

<補助算定用費用>同種の通常機械換気設備

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
同種の通常 機械換気 設備費 (材料費)		熱交換気扇					0		
		熱交換気ユニット	BBB02	1	セット	49,800	49,800	76,700	
		熱交換気ユニット	CCC02	1	セット	67,600	67,600	104,000	
		断熱ダクトなど部材	DDD02	1	式	67,100	67,100		
							0		
							0		
設備費計							184,500		—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
同種の通常 機械換気 設置工事費	熱交換気ユニット取付け			3	人工	18,000	54,000		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							54,000		—
同種の通常機械換気設備合計金額[税抜]							238,500		← 費用総括表へ転記

省エネ換気との差額算出用に作成すること。
※同種の通常機械換気設備の設備費・工事費と省エネ換気設備の設備費・工事費との
差額が補助対象となります。

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(照明設備)】

定型様式 3

費用明細書【照明設備】

照明器具単価表の器具形式に該当する項目に数量を記入

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
 注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること

※複数枚に及ぶ場合 (/ ページ)

<補助対象費用>

費目	記号	器具形式	仕様	数量	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
定額 設備費	A1	居室シーリングライト	8畳以下	4	38,000	152,000	
	A2	居室シーリングライト	8畳超	1	43,000	43,000	
	B1	ダウンライト	60形相当	11	6,000	66,000	
	B2	ダウンライト	100形相当	3	8,500	25,500	
	C	ペンダント	ランプ1灯の器具	2	13,500	27,000	
	D1	室内用スポットライト	ランプ1灯の器具		17,000	0	
	D2	室内用スポットライト	ランプ2灯の器具		26,000	0	
	E	ブラケット	ランプ1灯の器具	3	12,000	36,000	
F	非居室のシーリングライト	—	—	2	10,000	20,000	
G	足元灯	—	—	2	4,000	8,000	
器具形式別費計						377,500	—

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
定額外 設備費	5、22	シーリングライト	NL-LTT960	2	11,700	23,400	18,000	人感センサー
	10	エクステリアライト	F-002	1	25,000	25,000	38,500	人感センサー
	11	シーリングライト	H-001	1	48,700	48,700	75,000	照度センサー
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
定額外設備費計						97,100	—	

照明器具単価表に該当しない器具の設備費を記入

標準価格・オープン価格を記入

費目	工事名・作業内容	数量	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
定額外 設置工事費	照明器具取り付け工事	4	1,000	4,000	
				0	
				0	
				0	
定額外設置工事費計				4,000	—
補助対象合計金額[税抜]				478,600	← 費用総括表へ転記

照明器具単価表に該当しない器具の工事費を記入

<補助対象外費用>

費目	工事名・作業内容	金額(円) [税抜]	備考
補助対象外 費用	リモコン 3セット	8,400	
補助対象外合計金額[税抜]		8,400	← 総括表への転記不要

補助対象外費用が見積書に含まれている場合は記入して下さい

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【交付要件等確認書】

定型様式 6

交付要件等確認書

(交付要件について)	確認欄
当事業の交付要件(公募要領5~8ページ)について、全て確認し了承している。	<input type="checkbox"/>
(補助事業者の資格)	
申請者は、申請する住宅の建築主(既築の場合は所有者)であり、その住宅に常時居住する。	<input type="checkbox"/>
(工事請負契約及び工事期間について)	
申請時点(今現在)において、補助対象の着工は行っていない。 また、公募開始後から予約者決定前に建物本体の契約をする場合は覚書等を交わしている。	<input type="checkbox"/>
予約者決定(平成25年8月上旬予定)以降、30日以内に工事着工届出書を提出することを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
平成26年1月15日(既築の場合は平成25年11月15日)までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	<input type="checkbox"/>
(個人情報の取扱いについて)	
当事業における個人情報の取扱い(公募要領30ページ)について理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(申請提出書類一式について)	
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	<input type="checkbox"/>
(申請する住宅の仕様について)	
高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下となる住宅であることを確認している。	<input type="checkbox"/>
SIIが定める断熱仕様を満たすこと。	<input type="checkbox"/>
エネルギー計測装置が含まれ、補助対象外であることは了承している。	<input type="checkbox"/>
太陽光発電システムが含まれ、補助対象外であることは了承している。	<input type="checkbox"/>
プラスワン・システムが含まれ、補助対象費用は、SIIが認める費用であることは了承している。	<input type="checkbox"/>
補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(予約者の選定について)	
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
補助率が1/2(補助限度額350万円)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(現地調査及び取材等の協力)	
SIIが交付決定の審査のために現地調査を行う際、協力できる。	<input type="checkbox"/>
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	<input type="checkbox"/>
(エネルギー計測装置について)	
当補助事業のエネルギー計測装置に係る要件(公募要領25ページ)について、全て確認し、了承している。	<input type="checkbox"/>
補助事業終了後、3年間のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーション等の発電設備の電気の売電量及び発電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用して報告することを理解している。	<input type="checkbox"/>

すべての確認欄にチェックが入っていることを確認すること

※必ず申請者ご本人がチェック及び記入してください。(手続代行者の代筆は不可)
※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

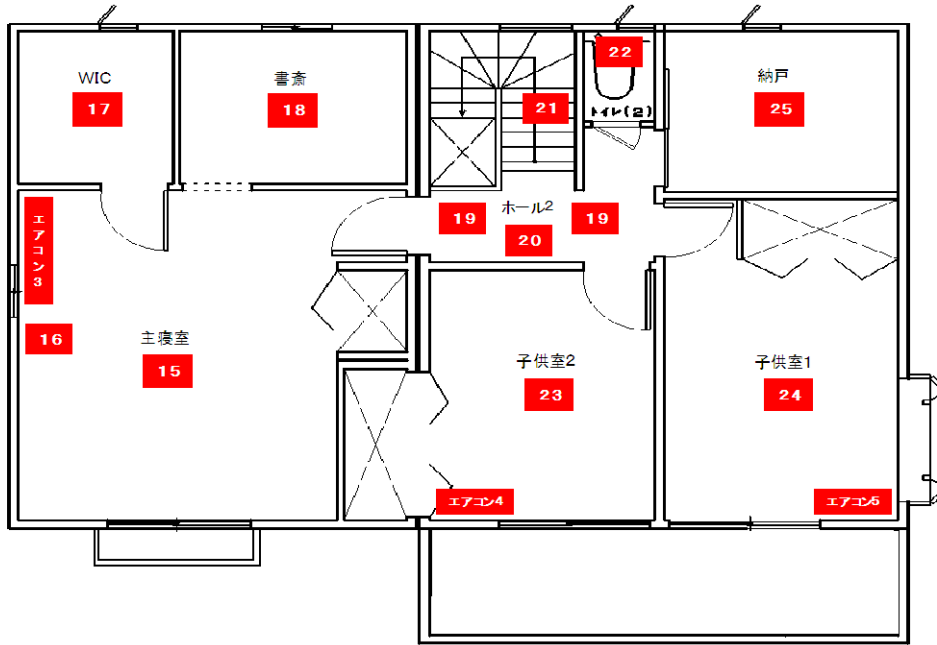
必ず申請者本人が署名し、申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者本人が署名し実印を捺印)

申請者氏名 _____ 印

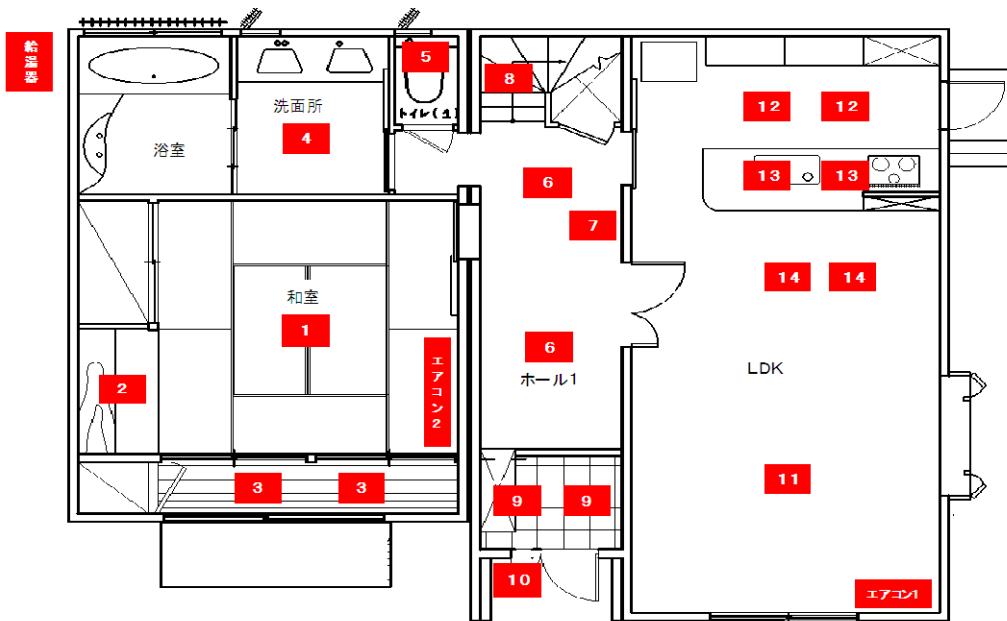
必ず申請者ご本人がご署名、実印でのご捺印下さい ※代行者不可

【設備の設置図】

- 設備の設置図の作成要領
- 補助対象設備の配置の例
- (個別エアコン(5台)+給湯器+照明の場合)



○ ○ 邸 2 階



○ ○ 邸 1 階

設置する補助対象物について明記し、複数台ある場合は「費用明細書」と番号等で対応するとともに詳細を記載すること。

※同じ器具でも設置場所がちがう場合は、異なる図面No.を記載すること。

6. 事前相談票の入力例

該当する申請において必要な書類

- ・プラスワン・システム事前相談票(定型様式4)
- ・その他省エネルギーシステム事前相談票(定型様式5)
- ・技術資料

■ プラスワン・システム事前相談票(1/2)(定型様式4)

定型様式4 (1/2)

平成 25 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 担当主査 殿

平成25年度「プラスワン・システム」事前相談票

ZEHに資する、以下の「プラスワン・システム」の事前相談票を提出します。

・平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を継続希望する方は、下記項目の2~7について、は前年同様の内容を記入ください

1. システム提案者情報

会社名					
部署名					
担当者		E-mail			@
住所	〒	都道府県	市区町村		
電話番号	()	-	FAX番号	()	-
緊急連絡先(携帯等)	()	-	採択された場合に公表する連絡先		

・「採択された場合に公表する連絡先」は、電話番号以外に、自社HPの問い合わせ先URLも可

2. 提案システムの分類 ※該当項目(A・B)を○で囲む。

A	省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法	B	省エネルギーに資する自然エネルギー等の制御機構を持った機器
---	------------------------------	---	-------------------------------

3. 提案システムの名称

4. 提案システムの概要 ※提案システムの概要を簡潔に記入。(100字以内)

5. 提案システムの設備区分 ※該当項目(A~E)を○で囲む。(複数可)

A	暖房	B	冷房	C	給湯	D	換気	E	照明
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----

6. 導入可能な住宅の種別 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

新築	既築
----	----

・事前相談票は、1システムにつき、1件(複数のシステムを1件で纏めることは不可)
 ・要件を満たした場合に、HPで公表される内容を確認のうえ、本相談票を記入してください。(記入内容はそのままHPで公表)

7. 導入可能な地域区分 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

I a	I b	II	III	IV a	IV b	V	VI
-----	-----	----	-----	------	------	---	----

※プラスワン・システム事前相談票は、1システムにつき、1件です。(複数のシステムを1件の事前相談票にまとめることはできません。)

※当提案システムが要件を満たした場合、当団体はシステム提案者に「プラスワン・システム事前相談結果票」を発行後、以下の情報をHPにて公表します。

- ・上記のうち、1の「会社名」「採択された場合に公表する連絡先」及び2~7。

■ プラスワン・システム事前相談票(2/2)(定型様式4)

定型様式4 (2/2)

システム概要図	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ・システムの仕組みが分かる概要図を記入ください </div>	
機器等の仕様 ※カタログ及び仕様書は別添すること	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ・機器等の仕様を記載しカタログ及び仕様書は別添してください </div>	
概要詳細 及び特徴	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ・前頁の概要より詳しい内容とシステムの特徴を記入してください </div>
先進性の説明	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添してください ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足してください </div>

- ・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費を分けて別添すること。(様式自由)
- ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。

■ その他省エネルギーシステム事前相談票(1/2)(定型様式5)

定型様式5 (1/2)

平成 25 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 担当主査 殿

平成25年度「その他省エネルギーシステム」事前相談票

ZEHに資する、以下の「その他省エネルギーシステム」の事前相談票を提出します。

・平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を継続希望する方は、下記項目の2～7について、は前年同様の内容を記入ください

1. システム提案者情報

会社名			
部署名			
担当者		E-mail	@
住所	〒	都道府県	市区町村
電話番号	() -	FAX番号	() -
緊急連絡先(携帯等)	() -	採択された場合に公表する連絡先	

・「採択された場合に公表する連絡先」は、電話番号以外に、自社HPの問い合わせ先URLも可

2. 提案システムの名称

--

3. 提案システムの概要 ※提案システムの概要を簡潔に記入。(100字以内)

--

4. 提案システムの設備区分 ※該当項目(A～C)を○で囲む。(複数可。Cには具体名を記載すること)

A	暖房	B	冷房	C	その他()
---	----	---	----	---	--------

5. 導入可能な住宅の種別 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

新築	既築
----	----

・事前相談票は、1システムにつき、1件(複数のシステムを1件で纏めることは不可)
 ・要件を満たした場合に、HPで公表される内容を確認のうえ、本相談票を記入してください。(記入内容はそのままHPで公表)

6. 導入可能な地域区分 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

I a	I b	II	III	IVa	IVb	V	VI
-----	-----	----	-----	-----	-----	---	----

※その他省エネルギーシステム事前相談票は、1システムにつき、1件です。(複数のシステムを1件の事前相談票にまとめることはできません。)
 ※当提案システムが要件を満たした場合、当団体はシステム提案者に「その他省エネルギーシステム事前相談結果票」を発行後、以下の情報をHPにて公表します
 ・上記のうち、1の「会社名」「採択された場合に公表する連絡先」及び2～6。

■ その他省エネルギーシステム事前相談票(2/2)(定型様式5)

定型様式5 (2/2)

システム概要図	
<p>・システムの仕組みが分かる概要図を記入ください</p>	
機器等の仕様 ※カタログ及び仕様書は別添すること	
<p>・機器等の仕様を記載しカタログ及び仕様書は別添してください</p>	
概要詳細 及び特徴	<p>・前頁の概要より詳しい内容とシステムの特徴を記入してください</p>
	<p>・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添してください ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足してください</p>

- ・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添すること。(様式自由)
- ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。

■ 技術資料(「プラスワン・システム」「その他省エネルギーシステム」共通)

技術資料

(「プラスワン・システム」「その他省エネルギーシステム」共通)

<p>システムの 導入実績</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> <p>・平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした「先進省エネルギーシステム」又は「その他省エネルギーシステム」を継続希望する方は、技術資料の提出は原則不要です。</p> </div>
<p>製品の 供給体制</p>	
<p>システムの 制御方法</p>	
<p>JISなどの公的規格 や業界自主規制等 への適合を示す 書類名</p> <p>※書類は別添 すること</p>	

・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。
 ・「その他省エネルギーシステム」の事前相談をする場合は、「提案するシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出根拠資料(モデルプラン等による計算式)」を別添すること。(様式自由) ※「プラスワン・システム」の事前相談には不要。

7. よくある質問と回答

Q1

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」を両方申込むことは可能ですか？

A1

両方申込むことは可能ですが、同一物件について、双方の補助金を受け取ることは出来ません。補助金交付時には、いずれかの事業を選択してください。

Q2

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「地域型住宅ブランド化事業」は併用できますか？

A2

補助対象部分が重複する部分については併用ができません。

Q3

過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金に申込む事は可能ですか？

A3

財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q4

公募が多数の場合、先着順ですか？

A4

先着順ではありません。エネルギー消費削減率、モデル性(住宅の断熱性能・木材利用)、普及性(費用対効果)太陽光発電システム分を除いた一次エネルギー消費削減率などを公正に審査して決定いたします。

Q5

公募開始前に着工してしまった場合、補助対象から外れてしまいますか？

A5

事前着工となるため補助金を交付することができません。予約者決定通知を受けた後、着工して下さい。(事前着工は認めません。)

Q6

申込書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A6

多数の申込みが想定されるため、郵送に限定しています。書留等、配達記録の残る方法で送付ください。

Q7

「太陽光発電システム」と「エネルギー計測装置」を導入すること(既に設置されている場合も認める)が必須要件ですが、補助対象にはならないのでしょうか？

A7

必須要件ですが、補助対象にはなりません。それぞれ導入支援の補助金がありますのでそちらをご利用下さい。

Q8 「プラスワン・システム」の事前相談は必須事項でしょうか。

A8 要件を満たした「プラスワン・システム」を1つ以上導入することは必須要件ですが、HPで公表された「プラスワン・システム」をシステム提案者の承諾を得て導入することでも結構です。システム提案者より「プラスワン・システム事前相談結果票の写し」を入手し、申請書に添付してください。(ただし、新たに「プラスワン・システム」を提案する場合は事前相談が必要となります。事前相談期間内に「事前相談票」をSIIに提出し、要件を満たしているかの確認が必要です。)

Q9 熱交換換気システムを導入する場合の1次エネルギー計算は、どのように行いますか。

A9 Q値計算が算定ツールのどちらか一方での計算となりますが、原則、Q値計算は「一般換気」で、算定ツールで「熱交換換気あり」としてください。

Q10 予約者決定通知を受け取った後の提出書類(「工事着工届出書」や「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」)の記入方法について教えて欲しいのですが？

A10 予約者決定通知に同封する「関連書類作成要領書」に記入方法の詳細が記載されております。

Q11 既築での申請を検討していますが、既に太陽光発電システムが設置されている場合、公募要領に示す仕様基準を満たす必要がありますか？

A11 その場合は、公募要領に示す仕様基準を満たす必要はございません。

Q12 太陽光発電システムについて10KW以上のものを設置し、全量買取方式にした場合、補助事業の要件に適合しますか。

A12 全量買取方式は、補助事業の要件に適合しません。売電を行う場合には、余剰買取方式を適用してください。

Q13 木材利用はどのようなものが評価されますか。

A13 木造住宅や木製サッシの利用を想定しています。その他木材を利用した提案があれば、評価する予定です。

8. 参考資料

- (別表1) 地域区分・暖冷房方式別の按分比率
- 空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細
- (別表2-1-a) 集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量(全館連続暖房の場合)
- (別表2-1-b) 集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量(部分間欠暖房の場合)
- (別表2-1-c) 空気輸送に要するシステムの一次エネルギー消費量
- (別表2-1-d) 集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量
- (別表2-1-e) 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量
- (別表2-1-f) 換気エネルギーの削減効果について
- (別表3) 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表
- 住所所在地地域区分

■ (別表1)地域区分・暖冷房方式別の按分比率

按分比率は、「太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)」の算出等のため、入力します。
ただし、地域区分と冷暖房方式により数値が異なりますので、下表から選定してください。

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
I a	すべての暖房方式	80.3%
I b	すべての暖房方式	78.8%
II	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
III	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
IV a	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
IV b	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
V	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
VI	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

(解説)

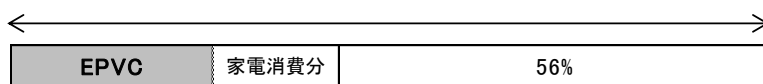
算定プログラムでは、EPVCが表示されますが、総発電量とは図1の関係にあります。
従いまして、下式によりEPVCより「太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)」を算定します。

「太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)」

$$= \boxed{\text{EPVC}} \div \boxed{\text{按分比率}} \div \boxed{0.44}$$

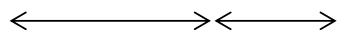
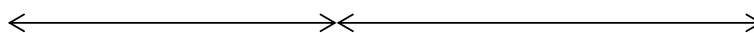
【図1】

「太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)」



自家消費分(=EPVC÷按分比率)

売電分



EPVC:算定結果

家電消費分

(=自家消費分×按分比率)

{=自家消費分×(1-按分比率)}

■空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細

事業主基準の算定ツールでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできません。

本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法(太陽熱の利用用途:暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、24時間換気との連動)に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可とします。

具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量(省エネ量D)を求めます。

<対象システム>

本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の(1)～(3)で構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。 ・暗色鋼板による屋根葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。ただし、透過体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しなければならない。
(2)搬送部	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。 ・蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

<一次エネルギー消費量の計算方法>

① 本計算では、次の4つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。

- ・手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用 (暖房エネルギー消費量の削減)
- ・手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用 (暖房・給湯エネルギー消費量の削減)
- ・手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用 (システム駆動エネルギー消費量の削減)
- ・手法4 : 24時間換気との連動 (換気エネルギー消費量の削減)

② 提案するシステムの集熱面積を下式から算出します。

A:集熱部面積

$$=AG:透過体を持つ集熱器の有効集熱面積+AS:透過体のない集熱部の有効集熱面積\div 2$$

③ 提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表(別表2-1-a～2-1-f)から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

EHr: 集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量 ※1
 EHsystem: 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※2
 EHWr: 集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量 ※3
 EHWsystem: 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※2
 RV: 換気エネルギー消費量の削減率 ※4

- ※1手法1、手法2を採用する場合 → 暖房エネルギー削減量は、暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-a)」
「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから選択してください。
- ※2手法2を採用しない場合 → (EHWr)は0としてください。
- ※3手法3を導入する場合 → (EH-system)及び(EHW-system)は0としてください。
- ※4手法4を導入する場合 → (RV)を早見表から求めてください。

■【別表2-1-a】集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年・㎡]
(全館連続暖房の場合)

地域 区分	傾斜角 方位角		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
			16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.152	0.166	0.176	0.184	0.189	0.192	0.194	0.194
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.229	0.250	0.265	0.276	0.284	0.289	0.292	0.292
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.283	0.308	0.327	0.341	0.350	0.356	0.360	0.361
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.313	0.341	0.362	0.377	0.388	0.394	0.398	0.399
		真南から東西へ10° 未満	0.320	0.348	0.370	0.385	0.396	0.403	0.406	0.408
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.303	0.330	0.350	0.365	0.375	0.382	0.385	0.386
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.263	0.286	0.304	0.317	0.326	0.331	0.334	0.335
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.199	0.217	0.230	0.240	0.247	0.251	0.253	0.254
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.142	0.143	0.143	
	I b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.160	0.174	0.185	0.193	0.198	0.202	0.203	0.204
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.222	0.242	0.257	0.268	0.275	0.280	0.282	0.283
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.265	0.289	0.306	0.319	0.328	0.334	0.337	0.338
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.289	0.314	0.334	0.348	0.358	0.364	0.367	0.368
		真南から東西へ10° 未満	0.293	0.319	0.339	0.353	0.363	0.369	0.373	0.374
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.278	0.303	0.321	0.335	0.344	0.350	0.353	0.355
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.244	0.265	0.282	0.294	0.302	0.307	0.310	0.311
真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.190	0.207	0.220	0.229	0.236	0.240	0.242	0.243	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150		
II 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.140	0.152	0.162	0.169	0.173	0.176	0.178	0.178	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.173	0.188	0.200	0.208	0.214	0.218	0.220	0.220	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.195	0.212	0.225	0.235	0.241	0.245	0.248	0.249	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.206	0.225	0.238	0.249	0.255	0.260	0.262	0.263	
	真南から東西へ10° 未満	0.207	0.225	0.239	0.249	0.256	0.261	0.263	0.264	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.197	0.214	0.228	0.237	0.244	0.248	0.250	0.251	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.176	0.192	0.204	0.212	0.218	0.222	0.224	0.225	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.145	0.158	0.167	0.174	0.179	0.182	0.184	0.185	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.102	0.112	0.118	0.123	0.127	0.129	0.130	0.131		
III 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.124	0.136	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.144	0.156	0.166	0.173	0.178	0.181	0.183	0.183	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.156	0.170	0.180	0.188	0.193	0.196	0.198	0.199	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.161	0.175	0.186	0.194	0.200	0.203	0.205	0.206	
	真南から東西へ10° 未満	0.159	0.174	0.184	0.192	0.197	0.201	0.203	0.203	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.151	0.164	0.174	0.181	0.186	0.190	0.191	0.192	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.135	0.147	0.156	0.162	0.167	0.170	0.171	0.172	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.138	0.141	0.142	0.143	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.082	0.089	0.095	0.099	0.101	0.103	0.104	0.104		
IV 地域	IV a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.174	0.189	0.201	0.210	0.215	0.219	0.221	0.222
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.236	0.240	0.243	0.243
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.204	0.223	0.236	0.246	0.253	0.257	0.260	0.261
		真南から東西へ10° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.237	0.241	0.243	0.244
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.151	0.164	0.174	0.182	0.187	0.190	0.192	0.192
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.152	0.153	0.154	
	IV b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.107	0.116	0.123	0.128	0.132	0.134	0.135	0.136
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.141	0.153	0.162	0.169	0.174	0.177	0.179	0.179
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.148	0.161	0.171	0.179	0.184	0.187	0.189	0.189
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.143	0.156	0.165	0.172	0.177	0.180	0.182	0.183
		真南から東西へ10° 未満	0.134	0.146	0.155	0.161	0.166	0.169	0.170	0.171
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.125	0.137	0.145	0.151	0.155	0.158	0.159	0.160
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.128	0.136	0.142	0.146	0.148	0.150	0.150
真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.108	0.117	0.124	0.130	0.133	0.136	0.137	0.137	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.086	0.094	0.100	0.104	0.107	0.109	0.110	0.110		
V 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.142	0.155	0.164	0.171	0.176	0.179	0.181	0.181	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.142	0.154	0.164	0.171	0.175	0.178	0.180	0.181	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.144	0.153	0.159	0.164	0.167	0.168	0.169	
	真南から東西へ10° 未満	0.124	0.134	0.143	0.149	0.153	0.156	0.157	0.158	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.152	0.152	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.129	0.137	0.143	0.147	0.149	0.150	0.151	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.114	0.124	0.131	0.137	0.141	0.143	0.145	0.145	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.093	0.101	0.108	0.112	0.115	0.117	0.118	0.119		

■【別表2-1-b】集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年・㎡]
(部分間欠暖房の場合)

地域 区分	方位角	傾斜角								
		3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°	
II 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186	
	真南から東西へ10° 未満	0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092	
III 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155	
	真南から東西へ10° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107	
IV 地域	IVa 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
		真南から東西へ10° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099
	IVb 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.095	0.103	0.110	0.114	0.117	0.119	0.121	0.121
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.097	0.105	0.112	0.116	0.120	0.122	0.123	0.123
		真南から東西へ10° 未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093
V 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105	
	真南から東西へ10° 未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074	

■【別表2-1-c】 空気搬送に要するシステムの一次エネルギーの消費量 [GJ/年]

※空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

地域 区分	傾斜角		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
	方位角		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
		真南から東西へ10° 未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154	
	I b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
		真南から東西へ10° 未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
真南から東へ50° 以上、70° 未満		1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203	
II 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334	
	真南から東西へ10° 未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279	
III 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227	
	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577	
	真南から東西へ10° 未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546	
IV 地域	IV a 地域	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
		真南から東西へ10° 未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
	IV b 地域	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
		真南から東西へ10° 未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
V 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066	
	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.084	1.084	1.082	1.078	1.073	1.068	1.061	1.055	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.104	1.104	1.102	1.098	1.093	1.087	1.081	1.075	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.128	1.128	1.126	1.122	1.117	1.111	1.105	1.098	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.149	1.149	1.146	1.142	1.137	1.131	1.125	1.118	

■【別表2-1-d】集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年・㎡]

地域 区分	傾斜角 方位角	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配	
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°	
I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.183	0.187	0.189	0.190	0.190	0.190	0.189	0.187
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.204	0.208	0.210	0.212	0.212	0.211	0.210	0.209
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.219	0.223	0.226	0.227	0.227	0.227	0.226	0.224
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.228	0.232	0.235	0.236	0.236	0.236	0.235	0.233
		真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.227	0.232	0.234	0.236	0.236	0.235	0.234	0.233
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.218	0.222	0.225	0.226	0.226	0.226	0.225	0.223
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.202	0.206	0.209	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.181	0.184	0.187	0.188	0.188	0.187	0.187	0.185	
	I b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.191	0.194	0.196	0.198	0.198	0.197	0.196	0.195
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.209	0.213	0.215	0.217	0.217	0.217	0.215	0.214
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.222	0.226	0.229	0.230	0.230	0.230	0.229	0.227
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.229	0.233	0.236	0.237	0.238	0.237	0.236	0.234
		真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.226	0.231	0.233	0.235	0.235	0.234	0.233	0.232
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.216	0.221	0.223	0.224	0.225	0.224	0.223	0.222
真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.201	0.205	0.207	0.208	0.209	0.208	0.207	0.206	
真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.180	0.183	0.185	0.186	0.187	0.186	0.185	0.184		
II 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.197	0.200	0.203	0.204	0.204	0.204	0.203	0.201	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.221	0.226	0.228	0.230	0.230	0.229	0.228	0.227	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.239	0.244	0.247	0.248	0.248	0.248	0.247	0.245	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.250	0.254	0.257	0.259	0.259	0.259	0.257	0.256	
	真南から東西へ10° 未満	0.253	0.258	0.261	0.262	0.263	0.262	0.261	0.259	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.249	0.254	0.257	0.258	0.259	0.258	0.257	0.255	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.238	0.243	0.245	0.247	0.247	0.247	0.245	0.244	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.220	0.224	0.227	0.228	0.228	0.228	0.226	0.225	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.194	0.198	0.200	0.201	0.202	0.201	0.200	0.199	
	III 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292	
真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315	
真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329	
真南から東西へ10° 未満		0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334	
真南から東へ10° 以上、30° 未満		0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329	
真南から東へ30° 以上、50° 未満		0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315	
真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293	
真南から東へ70° 以上、90° 未満		0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261	
IV 地域		IV a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224
	真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
	真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
	真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
	真南から東西へ10° 未満		0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
	真南から東へ10° 以上、30° 未満		0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
	真南から東へ30° 以上、50° 未満		0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
	真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
	真南から東へ70° 以上、90° 未満		0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241
	IV b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
		真南から東西へ10° 未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263
V 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310	
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.328	0.335	0.339	0.340	0.341	0.340	0.338	0.336	
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.346	0.353	0.357	0.359	0.359	0.359	0.357	0.354	
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.356	0.363	0.368	0.370	0.370	0.369	0.367	0.365	
	真南から東西へ10° 未満	0.359	0.366	0.371	0.373	0.373	0.372	0.370	0.368	
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.355	0.362	0.366	0.368	0.368	0.368	0.366	0.363	
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.343	0.349	0.354	0.356	0.356	0.355	0.353	0.351	
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.323	0.330	0.334	0.335	0.336	0.335	0.333	0.331	
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.297	0.302	0.306	0.308	0.308	0.307	0.306	0.304	

■【別表2-1-e】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量[GJ/年]

※給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

地域区分	方位角	傾斜角								
		3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°	
I 地域	I a 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	0.795	0.796	0.796	0.794	0.792	0.789	0.786	0.782
		真南から西へ50°以上、70°未満	0.815	0.817	0.817	0.815	0.813	0.810	0.806	0.803
		真南から西へ30°以上、50°未満	0.849	0.850	0.850	0.848	0.846	0.843	0.839	0.835
		真南から西へ10°以上、30°未満	0.879	0.880	0.880	0.878	0.876	0.873	0.869	0.865
		真南から東西へ10°未満	0.895	0.896	0.896	0.894	0.892	0.889	0.885	0.881
		真南から東へ10°以上、30°未満	0.892	0.894	0.894	0.892	0.889	0.886	0.882	0.878
		真南から東へ30°以上、50°未満	0.873	0.874	0.874	0.873	0.870	0.867	0.863	0.859
		真南から東へ50°以上、70°未満	0.844	0.845	0.845	0.843	0.841	0.838	0.834	0.830
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.818	0.819	0.819	0.817	0.815	0.812	0.809	0.805	
	I b 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	0.830	0.831	0.831	0.830	0.827	0.824	0.821	0.817
		真南から西へ50°以上、70°未満	0.852	0.853	0.853	0.851	0.849	0.846	0.842	0.838
		真南から西へ30°以上、50°未満	0.887	0.888	0.888	0.886	0.884	0.880	0.877	0.873
		真南から西へ10°以上、30°未満	0.918	0.919	0.919	0.917	0.915	0.911	0.907	0.903
		真南から東西へ10°未満	0.935	0.936	0.936	0.934	0.931	0.928	0.924	0.920
		真南から東へ10°以上、30°未満	0.932	0.934	0.933	0.932	0.929	0.926	0.922	0.917
		真南から東へ30°以上、50°未満	0.912	0.913	0.913	0.911	0.909	0.905	0.902	0.897
真南から東へ50°以上、70°未満		0.881	0.883	0.882	0.881	0.878	0.875	0.871	0.867	
真南から東へ70°以上、90°未満	0.854	0.855	0.855	0.854	0.851	0.848	0.844	0.841		
II 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	0.832	0.833	0.833	0.832	0.829	0.826	0.823	0.819	
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.859	0.860	0.860	0.859	0.856	0.853	0.849	0.845	
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.897	0.898	0.898	0.897	0.894	0.891	0.887	0.883	
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.930	0.932	0.931	0.930	0.927	0.924	0.920	0.915	
	真南から東西へ10°未満	0.948	0.950	0.949	0.948	0.945	0.942	0.938	0.933	
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.947	0.949	0.949	0.947	0.944	0.941	0.937	0.932	
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.930	0.931	0.931	0.929	0.927	0.923	0.919	0.915	
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.904	0.905	0.905	0.903	0.901	0.897	0.894	0.889	
真南から東へ70°以上、90°未満	0.883	0.885	0.884	0.883	0.880	0.877	0.873	0.869		
III 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	0.916	0.917	0.917	0.916	0.913	0.910	0.906	0.902	
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.951	0.952	0.952	0.950	0.947	0.944	0.940	0.936	
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.994	0.996	0.996	0.994	0.991	0.987	0.983	0.979	
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.032	1.034	1.033	1.031	1.028	1.025	1.020	1.016	
	真南から東西へ10°未満	1.053	1.055	1.054	1.053	1.050	1.046	1.041	1.036	
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.053	1.055	1.055	1.053	1.050	1.046	1.041	1.037	
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.034	1.035	1.035	1.033	1.030	1.026	1.022	1.017	
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.000	1.002	1.002	1.000	0.997	0.993	0.989	0.985	
真南から東へ70°以上、90°未満	0.966	0.968	0.967	0.966	0.963	0.959	0.955	0.951		
IV 地域	IV a 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	0.885	0.886	0.886	0.884	0.882	0.878	0.875	0.871
		真南から西へ50°以上、70°未満	0.939	0.941	0.941	0.939	0.936	0.933	0.929	0.925
		真南から西へ30°以上、50°未満	0.994	0.996	0.995	0.994	0.991	0.987	0.983	0.978
		真南から西へ10°以上、30°未満	1.037	1.039	1.038	1.037	1.034	1.030	1.025	1.021
		真南から東西へ10°未満	1.062	1.063	1.063	1.061	1.058	1.054	1.050	1.045
		真南から東へ10°以上、30°未満	1.065	1.067	1.066	1.064	1.061	1.057	1.053	1.048
		真南から東へ30°以上、50°未満	1.048	1.050	1.050	1.048	1.045	1.041	1.037	1.032
		真南から東へ50°以上、70°未満	1.018	1.020	1.019	1.018	1.015	1.011	1.007	1.002
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.984	0.985	0.985	0.983	0.980	0.977	0.973	0.968	
	IV b 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	1.068	1.069	1.069	1.067	1.064	1.060	1.056	1.051
		真南から西へ50°以上、70°未満	1.108	1.110	1.109	1.108	1.104	1.100	1.096	1.091
		真南から西へ30°以上、50°未満	1.159	1.161	1.161	1.159	1.155	1.151	1.146	1.141
		真南から西へ10°以上、30°未満	1.203	1.205	1.205	1.203	1.199	1.195	1.190	1.184
		真南から東西へ10°未満	1.228	1.230	1.229	1.227	1.224	1.219	1.214	1.208
		真南から東へ10°以上、30°未満	1.229	1.231	1.230	1.228	1.225	1.220	1.215	1.209
		真南から東へ30°以上、50°未満	1.208	1.210	1.210	1.207	1.204	1.199	1.194	1.189
真南から東へ50°以上、70°未満		1.174	1.176	1.176	1.174	1.171	1.166	1.161	1.156	
真南から東へ70°以上、90°未満	1.144	1.146	1.146	1.144	1.140	1.136	1.131	1.126		
V 地域	真南から西へ70°以上、90°未満	1.093	1.094	1.094	1.092	1.089	1.085	1.080	1.075	
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.134	1.136	1.136	1.134	1.130	1.126	1.121	1.116	
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.187	1.188	1.188	1.186	1.183	1.178	1.173	1.168	
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.231	1.233	1.233	1.231	1.227	1.223	1.218	1.212	
	真南から東西へ10°未満	1.257	1.259	1.258	1.256	1.253	1.248	1.243	1.237	
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.258	1.260	1.259	1.257	1.253	1.249	1.244	1.238	
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.236	1.238	1.238	1.236	1.232	1.228	1.223	1.217	
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.202	1.204	1.204	1.202	1.198	1.194	1.189	1.183	
真南から東へ70°以上、90°未満	1.171	1.173	1.173	1.171	1.167	1.163	1.158	1.153		

■【別表2-1-f】換気エネルギーの削減効果

※空気集熱の稼働・停止に連動して24時間換気が
停止・稼働する工夫を行う場合、換気設備一次エネルギー消費削減率は以下とします。

	地域						
	I a	I b	II	III	IVa	IVb	V
換気エネルギー削減率	0.24	0.24	0.26	0.30	0.31	0.33	0.33

■(別表3)太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表

(単位:GJ/年・kW)

地域 区分	方位角	傾斜角							
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°	
		水平	1寸	3寸	5寸	8寸	50° 以上 75° 未満	75° 以上	
I 地域	I a 地域	真南から東・西へ15° 未満	8.8	9.3	9.6	9.9	9.9	9.1	6.2
		真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.8	9.3	9.6	9.6	9.3	8.5	5.9
		真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.8	9.1	9.1	8.8	8.5	7.6	5.1
		真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.8	8.5	8.2	7.9	7.4	6.2	4.2
		真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.8	8.2	7.6	6.8	6.2	4.8	3.1
		真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.8	7.9	7.1	6.2	5.4	4.0	2.3
		真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.8	7.9	6.8	5.9	5.1	3.4	2.0
	I b 地域	真南から東・西へ15° 未満	8.9	9.5	9.8	9.8	9.5	8.7	5.8
		真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.9	9.2	9.5	9.5	9.5	8.4	5.8
		真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.9	9.2	9.2	8.9	8.7	7.5	5.2
		真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.9	8.7	8.7	8.1	7.8	6.6	4.3
		真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.9	8.4	7.8	7.2	6.6	5.2	3.5
		真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.9	8.4	7.5	6.6	5.8	4.0	2.6
		真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.9	8.1	7.2	6.3	5.2	3.7	2.0
II 地域	真南から東・西へ15° 未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.4	8.4	5.6	
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	8.0	5.6	
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.7	9.1	9.1	8.7	8.4	7.3	4.9	
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.7	8.7	8.4	8.0	7.7	6.6	4.2	
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.7	8.4	8.0	7.3	6.6	5.2	3.5	
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.7	8.0	7.3	6.6	5.9	4.2	2.8	
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.7	8.0	7.3	6.3	5.6	3.8	2.1	
III 地域	真南から東・西へ15° 未満	9.8	10.5	10.5	10.5	10.5	9.1	5.9	
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	9.8	10.1	10.5	10.5	10.1	9.1	5.9	
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	9.8	10.1	10.1	9.8	9.4	8.0	5.2	
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	9.8	9.8	9.4	9.1	8.4	7.0	4.5	
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	9.8	9.4	8.7	8.0	7.3	5.9	3.5	
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	9.8	9.1	8.4	7.3	6.3	4.5	2.8	
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.8	9.1	8.0	7.0	5.9	4.2	2.4	
IV 地域	IV a 地域	真南から東・西へ15° 未満	9.0	9.4	9.7	10.1	9.7	9.0	6.1
		真南から東または西へ15° 以上45° 未満	9.0	9.4	9.7	9.7	9.4	8.3	5.8
		真南から東または西へ45° 以上75° 未満	9.0	9.0	9.0	9.0	8.7	7.6	5.1
		真南から東または西へ75° 以上105° 未満	9.0	8.7	8.3	7.9	7.6	6.5	4.0
		真南から東または西へ105° 以上135° 未満	9.0	8.3	7.9	7.2	6.5	5.1	3.2
		真南から東または西へ135° 以上165° 未満	9.0	8.3	7.2	6.5	5.4	4.0	2.5
		真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.0	7.9	7.2	6.1	5.1	3.6	2.2
	IV b 地域	真南から東・西へ15° 未満	10.0	10.3	10.7	10.7	10.3	9.2	5.9
		真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.0	10.3	10.3	10.3	10.0	8.9	5.5
		真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.0	10.0	10.0	10.0	9.2	8.1	5.2
		真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.0	10.0	9.6	9.2	8.5	7.0	4.8
		真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.0	9.6	8.9	8.1	7.4	5.9	3.7
		真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.0	9.2	8.5	7.7	6.6	4.8	3.0
		真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.0	9.2	8.5	7.4	6.3	4.4	2.6
V 地域	真南から東・西へ15° 未満	10.5	10.9	11.3	11.3	10.9	9.7	5.8	
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.5	10.9	11.3	10.9	10.5	9.3	5.8	
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.5	10.9	10.5	10.5	10.1	8.6	5.4	
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.5	10.5	10.1	9.7	9.0	7.4	5.1	
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.5	10.1	9.3	9.0	7.8	6.2	3.9	
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.5	9.7	9.0	8.2	7.0	5.1	2.7	
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.5	9.7	9.0	7.8	6.6	4.7	2.3	
VI 地域	真南から東・西へ15° 未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9	
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9	
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.7	10.7	10.3	9.9	9.5	7.8	4.9	
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.7	10.3	10.3	9.5	9.1	7.4	4.9	
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.7	10.3	9.9	9.1	8.2	6.6	4.1	
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.7	10.3	9.5	8.6	7.8	5.8	3.3	
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.7	9.9	9.5	8.6	7.4	5.4	2.9	

■ 住宅所在地地域区分

住宅事業主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30日告示)による地域区分

地域の区分	都道府県名
I a、I b	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IVa、IVb	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 前述の都道府県別地域区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 前述の都道府県別地域区分のうち、I a については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市(旧大滝村に限る。)、むかわ町(旧穂別町に限る。)、日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 前述の都道府県別地域区分のうち、I b については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市(旧函館市を除く。)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)、洞爺湖町、むかわ町(旧鶴川町に限る。)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVaについては、次の市町村とする。

茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
群馬県	前橋市、みどり市(旧東村を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉淵村を除く。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
富山県	高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)
山梨県	山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く。)、南アルプス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、早川町、昭和町、道志村
岐阜県	山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市(旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、養父市(旧関宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西栗倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町
広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市、阿東町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	矢部村
長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵筑市(旧山香市に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挾間町を除く。)、日出町、九重町、玖珠町

(4) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVb については、次の市町村とする。

茨城県 鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市

群馬県 千代田町

埼玉県 越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ヶ谷市、和光市、蕨市、松伏町

千葉県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都 東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市

石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市町

福井県 福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県 南部町(旧富沢町に限る。)

岐阜県 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町

静岡県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町

愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町

三重県 いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町

滋賀県 大津市(旧大津市に限る。)

京都府 京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町

大阪府 大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

兵庫県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧清水町を除く。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町を除く。)、出雲市(旧佐田町を除く。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、江津市(旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧大和市、旧久井町を除く。)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和町を除く。)、尾道市(旧御調町を除く。)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く。)、那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那珂内村、石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市(旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く。)、大洲市(旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く。)、砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
高知県	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町(旧葉山村に限る。)、黒潮町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、大宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、太刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、荻田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松島町に限る。)、宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く。)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村

2 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、I b 地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、II 地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、
西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、
戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、
喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、
只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、
矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、
みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、
富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、
上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、
中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、
東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、
立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、
平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、
白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大湯村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVa 地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、
那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、
大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、
三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、
燕市、糸魚川市、
上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、
阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVb 地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、
西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、曾於市、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、V 地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、
串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、
土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、
いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市:博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、
南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、
宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

(備考) この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示された

9. エネルギー計算算定要領

- エネルギー計算算定要領
- Q値算出計算書（定型様式8）
- 「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要

提出書類

○○ ○○邸○○○○
【新築・既築】
定型様式1 (6/7)

【実施計画書 (6/7)入力例】

10. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

※標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると後述の計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表	算定ツール	VBR. 1.2
----------------	--------------	-----------------

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	61.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)							
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等			
					一次エネルギー消費量	EH1	5.7
暖房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	EH1	5.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
		Q2	1.9	H2	1.7	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q1	1.4	H1	9.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
		EHQ	5.7	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式		
冷房設備	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	EC1	1.3	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
		Q2	1.9	C2	1.1	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Q1	1.4	C1	1.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
		ECQ	1.3	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式		
給湯設備	EHW	15.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
換気設備	EV	8.2	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
照明設備	EL	6.4	GJ/戸・年	算定ツールの結果			
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	-	%	事前相談結果票の削減率			
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	-	%	事前相談結果票の削減率			
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	Ettotal	37.3	GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EHW + EV + EL		
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合				EHQ + ECQ + EHW + EV + EL		
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	SA	31.4	GJ/戸・年	Est - Ettotal(EH1 + EC1 + EHW + EV + EL)		
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合				Est - Ettotal(EHQ + ECQ + EHW + EV + EL)		
按分比率	-	65.1	%	別表1			

■一次エネルギー消費削減量の算出[再生可能エネルギー等を設置する場合] ※1 (EHr × A - EHSys) + (EHW × A - EHWsystem) + (EV × RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	0	GJ/戸・年
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB	0	GJ/戸・年
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	0	GJ/戸・年
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	GJ/戸・年
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC	0	GJ/戸・年
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	-	m ²
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	-	m ²
	集熱部面積	A	-	m ²
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	Ehr	-	GJ/年m ²
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHSys	-	GJ/戸・年
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	-	GJ/年m ²
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	-	GJ/戸・年
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	-	-
一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD	0	GJ/戸・年	
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (ろ)	Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 延床面積
一次エネルギー消費削減量 (は)	Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 延床面積
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)	Ettotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出 ※2 1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 × 発電出力

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
算定ツールで計算	エネルギー消費削減量	EPVC	12.6	GJ/戸・年
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (に)	SE	43.9	GJ/戸・年
早見表で計算	1kWあたりの一次エネルギー消費削減量	-	-	GJ/戸・年
	発電出力	-	-	kW
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (に)	SE	-	GJ/戸・年	※2

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	-	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	-	1.17	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
延床面積	-	127.5	m ²	実施計画書1頁目で設定した値
(は) + (に) 一次エネルギー消費削減量	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
((は) + (に)) ÷ (ろ) × 100 一次エネルギー消費削減率	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
(は) ÷ (ろ) × 100 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	-	56.7	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Stotal × 1000)

算定要領

表の記入必要箇所記入すると後述の計算は全て自動計算します。

【新築・既築】
定型様式1 (6/7)

10. 申請住宅の一次エネルギー消費

※標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照
算定ツール結果の当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(一戸当り)
算結果により自動で表示します。

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

コージェネレーションシステムを設置する場合は、Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合でも手順1-②に加えて、必ず手順1-①に示す計算方法も算出すること

算定ツール VER. 1.2

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果 $Est \div 0.9$
■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
EHI	EHI	9.3	GJ/戸・年	手順1-①の場合 算定ツール結果から転記
H2	H2	17	GJ/戸・年	EH1: 暖房設備一次エネルギー消費量
H1	H1	9.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
EHQ	EHQ	5.7	GJ/戸・年	手順1-①の場合 算定ツール結果から転記
EC1	EC1	1.3	GJ/戸・年	EC1: 冷房設備一次エネルギー消費量
C2	C2	1.1	GJ/戸・年	
C1	C1	1.3	GJ/戸・年	
ECQ	ECQ	1.3	GJ/戸・年	手順1-②の場合 算定ツール結果から転記
EHW	EHW	15.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果
EV	EV	8.2	GJ/戸・年	算定ツールの結果
EL	EL	6.4	GJ/戸・年	算定ツールの結果
その他省エネルギーシステムを導入する場合	-	-	%	事前相談結果票の削減率
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Etotal	40.9	GJ/戸・年	コージェネレーションシステムを設置する場合、 手順1-①の結果を使用すること
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	SA	37.3	GJ/戸・年	算定ツール結果から転記
按分比率	-	31.4	GJ/戸・年	Est - Etotal(EHI + EC1 + EV + EHW + EL) Est - Etotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL) 別表1
按分比率	-	65.1	%	太阳光熱温水器を設置ありの場合の EHWS: 給湯設備一次エネルギー消費量

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	EHWS	12.7	GJ	算定ツール結果から転記
一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB	3.0	GJ	
コージェネレーション	Ecgs	41.5	GJ	コージェネレーション設置ありの場合、 Ecgs: コージェネレーションシステムを設置時の 一次エネルギー消費量
補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	26.9	GJ	
SC	SC	14	GJ	
空気集熱式太陽光利用有の場合	Ag	12.0	m	建築図面より算出
As	As	0	m ²	建築図面より算出
A	A	12.0	m ²	$Ag + (As \div 2)$
EHR	EHR	0.201	GJ/年m ²	別表2-1-aまたはb
EHsystem	EHsystem	1.652	GJ/戸・年	別表2-1-c
EHWr	EHWr	0.316	GJ/年m ²	別表2-1-d
EHWsystem	EHWsystem	1.062	GJ/戸・年	別表2-1-e
RV	RV	0	-	別表2-1-f
SD	SD	3.4	GJ/戸・年	※1
Ssubtotal	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
一次エネルギー消費削減量(は)	Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 延床面積
Ssubtotal'	Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 延床面積
Etotal'	Etotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
EPVC: 太陽光発電システムの発電量(評価分)	EPVC	12.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)	SE	43.9	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44
1kWあたりの一次エネルギー消費削減量	-	9.4	G	
発電出力	-	4.73	G	発電出力は小数点第2位まで、3位以下切り捨て
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)	SE	44.4	GJ/戸・年	※2

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	-	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	-	1.17	W/m ² ・K	実施計画書1頁目で設定した値
延床面積	-	127.5	m ²	実施計画書1頁目で設定した値
(は) + (に) 一次エネルギー消費削減量	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
{(は) + (に)} ÷ (ろ) × 100 一次エネルギー消費削減率	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
(は) ÷ (ろ) × 100 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	-	56.7	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Stotal × 1000)

参考例

【エネルギー計算算定要領(1/7)】

① 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量(は)を算出

■ 熱損失係数(Q値)早見表

地域区分	I a	I b	II	III	IVa	IVb	V	VI
断熱区分(ウ)	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分(オ)	1.4			1.9				3.7

手順1 標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出(面積補正前)
① Q値が[断熱区分(ウ)～(オ)]に該当する場合(省エネAの算定)

- ※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。
- ※ Q値は、熱損失係数(Q値)早見表参照。
- ※ その他省エネルギーシステムの各削減率を入力した場合、削減率を含めた値で算出します。

■ 標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est)の算出

算定ツールにおける基準一次エネルギー消費量 ÷ 0.9

(参考)

(Ess) 61.9 ÷ 0.9 = (Est) 68.7 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

■ 一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)の算出

暖房設備一次エネルギー消費量(EH1) + 冷房設備一次エネルギー消費量(EC1) +
 給湯設備一次エネルギー消費量(EHW) + 換気設備一次エネルギー消費量(EV) +
 照明設備一次エネルギー消費量(EL)

(EH1) 9.3 + (EC1) 1.3 +
 (EHW) 15.7 + (EV) 8.2 + (EL) 6.4 = (Etotal) 40.9 GJ/戸・年

■ 一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)の算出

標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est) - 一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)

(Est) 68.7 - (Etotal) 40.9 = (SA) 27.8 GJ/戸・年

① 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量(は)を算出

■ 熱損失係数(Q値)早見表

地域区分	I a	I b	II	III	IVa	IVb	V	VI
断熱区分(ウ)	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分(オ)	1.4			1.9				3.7

手順1 標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出(面積補正前)
① Q値が[断熱区分(ウ)～(オ)]に該当する場合(省エネAの算定)

- ※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。
- ※ Q値は、熱損失係数(Q値)早見表参照。
- ※ その他省エネルギーシステムの各削減率を入力した場合、削減率を含めた値で算出します。

計算結果の「基準一次エネルギー消費量」

■ 標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est)の算出
 算定ツールにおける基準一次エネルギー消費量 ÷ 0.9

(Ess) 61.9 ÷ 0.9 = (Est) 68.7 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

■ 一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)の算出
 暖房設備一次エネルギー消費量(EH1) + 冷房設備一次エネルギー消費量(EC1) +
 給湯設備一次エネルギー消費量(EHW) + 換気設備一次エネルギー消費量(EV) +
 照明設備一次エネルギー消費量(EL)

計算結果の各一次エネルギー消費量

(EH1) 9.3 + (EC1) 1.3 +
 (EHW) 15.7 + (EV) 8.2 + (EL) 6.4 = (Etotal) 40.9 GJ/戸・年

■ 一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)の算出
 標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est) - 一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)

(Est) 68.7 - (Etotal) 40.9 = (SA) 27.8 GJ/戸・年

【エネルギー計算算定要領(2/7)】

② Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合(省エネ量Aの算定)

A. 暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。

[断熱区分(オ)]と[断熱区分(ウ)]でエネルギー消費量を計算し、補正を行う。

- 熱損失係数(Q値) 早見表の[断熱区分(オ)] : Q1
- [断熱区分(オ)]で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H1
- [断熱区分(オ)]で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C1

- 熱損失係数(Q値) 早見表の[断熱区分(ウ)] : Q2
- [断熱区分(ウ)]で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H2
- [断熱区分(ウ)]で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C2

1) 申請する断熱性能、暖冷房方式における暖冷房一次エネルギー消費量の算出

■ 申請する断熱性能 Q値 : Q

■ 申請する断熱性能における暖房設備一次エネルギー消費量(EHQ)の算出

(断熱性能(ウ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量(H2) - 断熱性能(オ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量(H1)) ×

$$\frac{\text{実際のQ値(Q)} - \text{断熱区分(オ)のQ値(Q1)}}{\text{断熱区分(ウ)のQ値(Q2)} - \text{断熱区分(オ)のQ値(Q1)}} + \text{断熱区分(オ)で計算した暖房一次エネルギー消費量(H1)}$$

$$\left((H2) \boxed{17} - (H1) \boxed{9.3} \right) \times \frac{(Q) \boxed{1.17} - (Q1) \boxed{1.4}}{(Q2) \boxed{1.9} - (Q1) \boxed{1.4}} + (H1) \boxed{9.3} = (EHQ) \boxed{5.7} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

※暖房設備一次エネルギー消費量(EHQ)がマイナスの場合は、0とします。

■ 申請する断熱性能、暖冷房方式における冷房設備一次エネルギー消費量(ECQ)の算出

(断熱性能(ウ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量(C2) - 断熱性能(オ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量(C1)) ×

$$\frac{\text{実際のQ値(Q)} - \text{断熱区分(オ)のQ値(Q1)}}{\text{断熱区分(ウ)のQ値(Q2)} - \text{断熱区分(オ)のQ値(Q1)}} + \text{断熱区分(オ)で計算した冷房一次エネルギー消費量(C1)}$$

$$\left((C2) \boxed{1.1} - (C1) \boxed{1.3} \right) \times \frac{(Q) \boxed{1.17} - (Q1) \boxed{1.4}}{(Q2) \boxed{1.9} - (Q1) \boxed{1.4}} + (C1) \boxed{1.3} = (ECQ) \boxed{1.3} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

※冷房設備一次エネルギー消費量(ECQ)がマイナスの場合は、0とします。

2) 標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出[面積補正前]

■ 標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est)の算出

算定ツールにおける基準一次エネルギー消費量 ÷ 0.9

$$(Ess) \boxed{61.9} \div 0.9 = (Est) \boxed{68.7} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■ 一次エネルギー消費量(Etotal)[面積補正前]の算出

暖房設備一次エネルギー消費量(EHQ) + 冷房設備一次エネルギー消費量(ECQ) + 給湯設備一次エネルギー消費量(EHW) + 換気設備一次エネルギー消費量(EV) + 照明設備一次エネルギー消費量(EL)

$$(EHQ) \boxed{5.7} + (ECQ) \boxed{1.3} + (EHW) \boxed{15.7} + (EV) \boxed{8.2} + (EL) \boxed{6.4} = (Etotal) \boxed{37.3} \text{ GJ/戸・年}$$

■ 一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)の算出

標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est) - 一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)

$$(Est) \boxed{68.7} - (Etotal) \boxed{37.3} = (SA) \boxed{31.4} \text{ GJ/戸・年}$$

算定要領

② Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合(省エネ量Aの算定)

A. 暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。

[断熱区分(オ)]と[断熱区分(ウ)]でエネルギー消費量を計算し、補正を行う。

- 熱損失係数(Q値)早見表の[断熱区分(オ)] : Q1
- [断熱区分(オ)]で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H1
- [断熱区分(オ)]で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C1
- 熱損失係数(Q値)早見表の[断熱区分(ウ)] : Q2
- [断熱区分(ウ)]で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H2
- [断熱区分(ウ)]で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C2

1) 申請する断熱性能、暖冷房方式における暖冷房一次エネルギー消費量の算出

■ 申請する断熱性能 Q値 : Q

■ 申請する断熱性能における暖房設備一次エネルギー消費量 (EHQ) の算出
 (断熱性能(Q)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量(H2) - 断熱性能(Q)がマイナスの場合は、0とします。)
 (断熱性能(オ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量(H1)) ×

Q値を断熱区分(ウ)の値として再計算したときの暖房設備一次エネルギー消費量を転記

断熱区分(ウ)のQ値

実際のQ値

断熱区分(オ)のQ値

$$\left((H2) \frac{1.7}{1.9} - (H1) \frac{9.3}{1.4} \right) \times \frac{1.17}{1.4} + (H1) \frac{9.3}{1.4} = (EHQ) \frac{5.7}{1.4} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

Q値がマイナスの場合は、0とします。

マイナスになった場合は0とする

■ 申請する断熱性能、暖冷房方式における冷房設備一次エネルギー消費量 (ECQ) の算出
 (断熱性能(Q)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量(C2) - 断熱性能(Q)がマイナスの場合は、0とします。)
 (断熱性能(オ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量(C1)) ×

Q値を断熱区分(ウ)の値として再計算したときの冷房設備一次エネルギー消費量を転記

断熱区分(ウ)のQ値

実際のQ値

断熱区分(オ)のQ値

$$\left((C2) \frac{1.1}{1.9} - (C1) \frac{1.3}{1.4} \right) \times \frac{1.17}{1.4} + (C1) \frac{1.3}{1.4} = (ECQ) \frac{1.3}{1.4} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

Q値がマイナスの場合は、0とします。

マイナスになった場合は0とする

2) 標準断熱性能における標準一次エネルギー消費量の算出[面積補正前]

■ 標準断熱性能における標準一次エネルギー消費量 (Ess) の算出
 算定ツールにおける標準一次エネルギー消費量 ÷ 0.9

基準一次エネルギー消費量を転記
 (断熱区分(ウ)(オ)どちらの結果も同じ)

$$(Ess) \frac{61.9}{0.9} = (Est) \frac{68.7}{1.4} \text{ GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■ 一次エネルギー消費量 (Etotal) [面積補正前]の算出
 暖房設備一次エネルギー消費量 (EHQ) + 冷房設備一次エネルギー消費量 (ECQ) +
 給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW) + 換気設備一次エネルギー消費量 (EV) +
 照明設備一次エネルギー消費量 (EL)

$$(EHQ) \frac{5.7}{1.4} + (ECQ) \frac{1.3}{1.4} + (EHW) \frac{15.7}{1.4} + (EV) \frac{8.2}{1.4} + (EL) \frac{6.4}{1.4} = (Etotal) \frac{37.3}{1.4} \text{ GJ/戸・年}$$

■ 給湯設備・換気設備・照明設備は計算結果を転記

標準断熱性能における標準一次エネルギー消費量[面積補正前] (Est)

$$(Est) \frac{68.7}{1.4} - (Etotal) \frac{37.3}{1.4} = (SA) \frac{31.4}{1.4} \text{ GJ/戸・年}$$

【エネルギー計算算定要領(3/7)】

手順1' 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出
 ■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Bの算定)
 [該当者のみ]

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること。

(参考)

■太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量 (EHWS)

■太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量の算出

太陽熱温水器を設置しない場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW)

ー太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHWS)

$$(EHW) \quad 15.7 \quad - \quad (EHWS) \quad 12.7 \quad = \quad (SB) \quad 3.0 \quad \text{GJ/戸・年}$$

■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出
 (省エネ量Cの算定) [該当者のみ]

住宅事業建築主の判断の基準におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

(参考)

■コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

・コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量 (Ecgs)

・標準一次エネルギー消費量 (Est) ※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0.9の値と一致することを確認すること。

■補正後コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量 (Ecgs') の算出

標準一次エネルギー消費量 (Est) - { (標準一次エネルギー消費量 (Est) - コージェネレーションシステムを設置した場合の一次エネルギー消費量 (Ecgs)) ÷ 按分比率 }

$$(Est) \quad 68.7 \quad - \quad \{ ((Est) \quad 68.7 \quad - \quad (Ecgs) \quad 41.5 \quad) \div (按分比率 \%) \quad 65.1 \quad \} \quad = \quad (Ecgs') \quad 26.9 \quad \text{GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■コージェネレーションシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出

一次エネルギー消費量 (Etotal) - 補正後コージェネレーションありの一次エネルギー消費量 (Ecgs')

$$(Etotal) \quad 40.9 \quad - \quad (Ecgs') \quad 26.9 \quad = \quad (SC) \quad 14.0 \quad \text{GJ/戸・年}$$

※一次エネルギー消費量 (Etotal) は手順1-①の計算結果

※本評価では、コージェネレーションシステムと太陽熱温水器、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システム(暖房・給湯利用)の併用はできないものとする。(いずれかのシステムにて評価する)

※コージェネレーションシステムと、算定ツールの最小Q値未満の断熱性能を提案する場合、空気集熱式太陽熱利用システム(暖房)を併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

参考例

【エネルギー計算算定要領(4/7)】

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Dの算定) [該当者のみ]

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

- 手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用
- 手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用
- 手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用
- 手法4 : 24時間換気との連動

- ・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-a)」、「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから求めてください。
- ・手法2を採用する場合は、(EHW_r)を(別表2-1-d)から求めてください。
- ・手法3を採用する場合は、(EHsystem)および(EHWsystem)は0としてください。
- ・手法4を採用する場合は、(RV)を(別表2-1-f)から求めてください。

(参考)

■集熱部面積 (A) の算出

透過体を持つ集熱部 (A_g) + (透過体のない集熱部 (A_s) ÷ 2)

$$(A_g) \boxed{12.0} + ((A_s) \boxed{0} \div 2) = (A) \boxed{12.0} \text{ m}^2$$

(小数点2位以下切り捨て)

■空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

(集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量 (EH_r) × 集熱部面積 (A) - 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 (EHsystem)) +
 (集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量 (EHW_r) × 集熱部面積 (A) - 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 (EHWsystem)) +
 (換気設備一次エネルギー消費量 (EV) × 換気設備一次エネルギー消費削減率 (RV))

$$\begin{aligned} & ((EH_r) \boxed{0.201} \times (A) \boxed{12.0} - (EH_{system}) \boxed{1.652}) + \\ & ((EHW_r) \boxed{0.316} \times (A) \boxed{12.0} - (EHW_{system}) \boxed{1.062}) + \\ & (EV) \boxed{8.2} \times (RV) \boxed{0} = (SD) \boxed{3.4} \text{ GJ/戸} \cdot \text{年} \end{aligned}$$

(小数点2位以下切り捨て)

算定要領

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Dの算定) [該当者のみ]

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

- 手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用
- 手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用
- 手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用
- 手法4 : 24時間換気との連動

- ・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-a)」、「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから求めてください。
- ・手法2を採用する場合は、(EHWr)を(別表2-1-d)から求めてください。
- ・手法3を採用する場合は、(EHsystem)および(EHWsystem)は0としてください。
- ・手法4を採用する場合は、(RV)を(別表2-1-f)から求めてください。

手法1または手法2の場合
別表2-1-aまたは2-1-b 集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量から読み取る

■空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

(集熱部単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量) × (集熱部単位面積) + (集熱部単位面積あたりの給湯採熱に要する換気設備一次エネルギー消費削減量) × (集熱部単位面積) - (集熱部単位面積あたりの給湯採熱に要するシステム一次エネルギー消費削減量) × (集熱部単位面積) - (集熱部単位面積あたりの給湯採熱に要するシステム一次エネルギー消費削減量) × (集熱部単位面積) - (集熱部単位面積あたりの給湯採熱に要するシステム一次エネルギー消費削減量) × (集熱部単位面積) - (集熱部単位面積あたりの給湯採熱に要するシステム一次エネルギー消費削減量) × (集熱部単位面積)

$$(Ag) \boxed{12.0} + ((As) \boxed{0} \div 2) = (A) \boxed{12.0} \text{ m}^2$$

(小数点2位以下切り捨て)

(EHr) $\boxed{0.201} \times (A) \boxed{12.0} - (EHsystem) \boxed{1.652}$

(EHWr) $\boxed{0.316} \times (A) \boxed{12.0} - (EHWsystem) \boxed{1.062}$

(EV) $\boxed{8.2} \times (RV) \boxed{0} = (SD) \boxed{3.4} \text{ GJ/戸} \cdot \text{年}$

(小数点2位以下切り捨て)

別表2-1-c 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量から読み取る。
手法3を採用しない場合は0とする。

手法2の場合
別表2-1-d 集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギー削減量から読み取る。
手法2を採用しない場合は0とする。

別表2-1-e 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量から読み取る。
手法3を採用しない場合は0とする。

計算結果の換気設備一次エネルギー消費量

手法4の場合
別表2-1-f 換気エネルギーの削減効果から読み取る。

【エネルギー計算算定要領(5/7)】

手順2 申請する住宅の面積に応じた標準一次エネルギー消費量(ろ)および一次エネルギー消費削減量(は:省エネ量A~D)の補正

住宅事業建築主の判断の基準における一次エネルギー消費量は、標準プラン(延床面積120㎡)の住宅に各種対策を施した場合の一次エネルギー消費量として計算される。この標準プランにおける一次エネルギー消費量を概ねゼロとする太陽光発電システムを導入しようとする場合、実際に建設される住宅の面積によっては、過大あるいは過小となる可能性がある。そこで、本事業への応募にあたっては、実際に設置する太陽光発電容量とのバランスを補正するため、下記のように、申請する住宅の延床面積による一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の補正を行い、評価する。

■標準一次エネルギー消費量(Est')の算出

標準一次エネルギー消費量[面積補正前](Est) ÷ 120 × 延床面積

$$(Est) \quad \boxed{68.7} \quad \div 120 \times (\text{延床面積 } \text{㎡}) \quad \boxed{127.50} \quad = \quad (Est') \quad \boxed{72.9} \quad \text{GJ/戸} \cdot \text{年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費削減量(Ssubtotal')の算出

(省エネ量A + 省エネ量B + 省エネ量C + 省エネ量D) ÷ 120 × 延床面積

$$\begin{aligned} & ((SA) \quad \boxed{31.4} \quad + \quad (SB) \quad \boxed{0} \quad + \quad (SC) \quad \boxed{0} \\ & + \quad (SD) \quad \boxed{0}) \quad \div 120 \times (\text{延床面積 } \text{㎡}) \quad \boxed{127.50} \quad = \quad (Ssubtotal') \quad \boxed{33.3} \quad \text{GJ/戸} \cdot \text{年} \end{aligned}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費量の算出(Etotal')

標準一次エネルギー消費量(Est') - 太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費削減量(Ssubtotal')

$$(Est') \quad \boxed{72.9} \quad - \quad (Ssubtotal') \quad \boxed{33.3} \quad = \quad (Etotal') \quad \boxed{39.6} \quad \text{GJ/戸} \cdot \text{年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

※太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費量と同等の省エネ量が得られる太陽光発電システムを導入することで、標準エネルギー消費量に対して概ねゼロが達成される。

手順2 申請する住宅の面積に応じた標準一次エネルギー消費量 (ろ) および一次エネルギー消費削減量 (は : 省エネ量A~D) の補正

住宅事業建築主の判断の基準における一次エネルギー消費量は、標準プラン(延床面積120㎡)の住宅に各種対策を施した場合の一次エネルギー消費量として計算される。この標準プランにおける一次エネルギー消費量を概ねゼロとする太陽光発電システムを導入しようとする場合、実際に建設される住宅の面積によっては、過大あるいは過小となる可能性がある。そこで、本事業への応募にあたっては、実際に設置する太陽光発電容量とのバランスを補正するため、下記のように、申請する住宅の延床面積による一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の補正を行い、評価する。

■標準 (Est') の算出
 [面積補正前] (Est) ÷ 120 × 延床面積

(Est) 68.7 ÷ 120 × (延床面積 ㎡) 127.50 = (Est') 72.9 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費量の算出 (Etotal')
 (省エネ量C + 省エネ量D) ÷ 120 × 延床面積

((SA) 31.4 + (SB) 0 + (SC) 0 + (SD) 0) ÷ 120 × (延床面積 ㎡) 127.50 = (Subtotal') 33.3 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

標準一次エネルギー消費量 (Est') - 太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費削減量 (Subtotal')

(Est') 72.9 - (Subtotal') 33.3 = (Etotal') 39.6 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

※太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費量と同等の省エネ量が得られる太陽光発電システムを導入することで、標準エネルギー消費量に対して概ねゼロが達成される。

【エネルギー計算算定要領(6/7)】

② 太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出

住宅事業建築主の判断の基準における太陽光発電設備の一次エネルギーの消費削減量は、売電分及び自家消費の家電相当分を除く評価となっている。本事業では、太陽光発電システムによる発電量の総量を省エネ量として評価するものとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正、もしくは別に定める早見表から太陽光発電設備による一次エネルギー消費削減量を計算する。

- ・ 算定ツールで計算する場合 手順2-②-1) を記入する
- ・ 早見表から計算する場合 手順2-②-2) を記入する

1) 算定ツールで計算する場合

※ 設置なしで算定した値と同一地域・構造・設備仕様で「太陽光発電」を設置ありとして算定ツールで計算する。

■太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

算定ツールの太陽光発電システムの一次エネルギー消費削減量 (EPVC) ÷ 按分比率 (別表1) ÷ 0.44

(EPVC) 12.6 ÷ (按分比率%) 65.1 ÷ 0.44 = (SE) 43.9 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

2) 早見表から計算する場合

I 断熱地域区分別の1kWあたりの一次エネルギー消費削減量の早見表から、提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求める。

II 上記 I に導入する太陽光発電システムの発電出力を乗じて、一次エネルギー消費削減量を求める。

(参考)

■太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

早見表 (別表3) による 1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 × 発電出力

早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 9.4 × (発電出力[kW]) 4.73 = (SE) 44.4 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

※実際の建設時には、後述する一次エネルギー消費削減率を担保することが条件となるため、建設時に設置条件が大きく異なる場合は、省エネ量が異なることに留意する必要がある。

② 太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出

住宅事業建築主の判断の基準における太陽光発電設備の一次エネルギーの消費削減量は、売電及び自家消費の家電相当分を除く評価となっている。本事業では、太陽光発電システムによる発電量の総量を省エネ量として評価するものとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正、もしくは別に定める早見表から太陽光発電設備による一次エネルギー消費削減量を計算する。

- ・ 算定ツールで計算する場合・・・手順2-②-1)を記入する
- ・ 早見表から計算する場合・・・手順2-②-2)を記入する

1) 算定ツールで計算する場合

「太陽光発電システムあり」とした計算結果の一次エネルギー(太陽光発電システム)

太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

算定ツールの太陽光発電システムの一次エネルギー消費削減量(EPVC)÷按分比率(別表1)÷0.44

(EPVC) 12.6 ÷ (按分比率%) 65.1 ÷ 0.44 = (SE) 43.9 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分係数から読み取る

2) 早見表から計算する場合

- I 断熱地域区分別の1kWあたりの一次エネルギー消費削減量の早見表から、提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求める。
- II 上記Iに求めた値を、

別表3 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表から読み取る

■太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

早見表(別表3)による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量×発電出力

早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 9.4 × (発電出力[kW]) 4.73 = (SE) 44.4 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

※実際の建設時には、後述する一次エネルギー消費削減率を担保することが条件となるため、建設時に設置条件が大きく異なる場合は、省エネ量が異なることに留意する必要がある。

【エネルギー計算算定要領(7/7)】

③ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率を算出

①～②での計算結果に基づいて、一次エネルギー消費削減量と一次エネルギー消費削減率、太陽光を除く一次エネルギー消費削減率、費用対効果を算出する。

■標準一次エネルギー消費消費量 (Est' : ①で算出済み)

■一次エネルギー消費削減量 (Stotal) の算出

太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費削減量 (Ssubtotal' : ①で算出)

+太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量 (SE : ②で算出)

$$(Ssubtotal') \quad \boxed{33.3} \quad + \quad (SE) \quad \boxed{43.9} \quad = \quad (Stotal) \quad \boxed{77.2} \quad \text{GJ/戸・年}$$

(小数点2位以下切り捨て)

■一次エネルギー消費削減率 (R) の算出

一次エネルギー消費削減量 (Stotal) ÷ 標準一次エネルギー消費量 (Est') × 100

$$(Stotal) \quad \boxed{77.2} \quad \div \quad (Est') \quad \boxed{72.9} \quad \times \quad 100 \quad = \quad (R) \quad \boxed{105.8} \quad \%$$

(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (R') の算出

太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費削減量 (Ssubtotal' : ①で算出)

÷標準一次エネルギー消費量 (Est') × 100

$$(Ssubtotal') \quad \boxed{33.3} \quad \div \quad (Est') \quad \boxed{72.9} \quad \times \quad 100 \quad = \quad (R') \quad \boxed{45.6} \quad \%$$

(小数点2位以下切り捨て)

■費用対効果の算出

補助対象費用 (1/2をする前の費用) [税抜] ÷ 一次エネルギー消費削減量 × 1000

$$(\text{補助対象費用}) \quad \boxed{4,383,533} \quad \div \quad ((Stotal) \quad \boxed{77.2} \quad \times \quad 1000) \quad = \quad (\text{費用対効果}) \quad \boxed{56.7} \quad \text{円/MJ}$$

(小数点2位以下切り捨て)

③ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率を算出

①～②での計算結果に基づいて、一次エネルギー消費削減量と一次エネルギー消費削減率、太陽光を除く一次エネルギー消費削減率、費用対効果を算出する。

■標準一次エネルギー消費消費量 (Est' : ①で算出済み)

■一次エネルギー消費削減量 (Stotal) の算出

太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費消費量 (Subtotal' : ①で算出)
 + 太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量 (SE : ②で算出)

手順2の結果 33.3 + 手順2の結果 43.9 = (Stotal) 77.2 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

■一次エネルギー消費削減率 (R) の算出

一次エネルギー消費削減量 (Stotal) ÷ 標準一次エネルギー消費消費量 (Est') × 100

77.2 ÷ 72.9 × 100 = (R) 105.8 %
(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (R') の算出

太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費消費量 (Subtotal' : ①で算出)
 ÷ 標準一次エネルギー消費消費量 (Est')

33.3 ÷ 72.9 × 100 = (R') 45.6 %
(小数点2位以下切り捨て)

■費用対効果の算出

補助対象費用 (1/2をする前の費用) [税抜] ÷ 一次エネルギー消費削減量 × 1000

(補助対象費用) 4,383,533 ÷ ((Stotal) 77.2 × 1000) = (費用対効果) 56.7 円/MJ
(小数点2位以下切り捨て)

【Q値算出計算書(3/8)(定型様式8)】

定型様式8
(3/8)

(g) 熱的境界土間床

※該当する室の数だけ記入すること

ここでは厚さ等の単位が[cm]なので注意

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λsoil [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
玄関	A: 外断熱 B: 内断熱				0.70	0.059			0.00	
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ1 [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ2 [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側	0.028	5	5.8	15		0	0	0	0.827	1.82
その他	0.028	1.5	1.7	15		0	0	0	1.046	4.55

計算方法の詳細は「住宅の省エネルギー基準の解説」((財) 建築環境省エネルギー機構)を参照

A: 外断熱 の場合

$$UF=0.021+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.88+0.5\lambda_{soil}-0.005D-1.02T1'^{0.15}-0.001W-0.014T2'$$

B: 内断熱 の場合

$$UF=0.022+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.77+0.5\lambda_{soil}-0.77T1'^{0.15}-0.003W-0.042T2'$$

ただしT1'=T1×0.0326÷λ1、T2'=T2×0.0326÷λ2

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λsoil [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
浴室	A: 外断熱 B: 内断熱				0.70	0.059			0.00	
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側	0.028	3	3.5	15		0	0	0	0.925	3.64
その他		0	0.0	0		0	0	0	2.230	3.64

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λsoil [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
	A: 外断熱 B: 内断熱									
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λsoil [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
	A: 外断熱 B: 内断熱									
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

【Q値算出計算書(4/8)(定型様式8)】

定型様式8
(4/8)

(h) その他の熱的境界部位(1)

			断面1	断面2	断面3	断面4	
部位名		熱橋面積比率					
材料	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	
層構成の種類が多く記入欄が不足した場合に、 部位名および層構成を記入							
断面ごと熱抵抗の和							
断面ごと熱貫流率							
平均熱貫流率[W/m ² K]			熱橋係数				

(i) その他の熱的境界部位(2)

			断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
断面ごと熱抵抗の和						
断面ごと熱貫流率						
平均熱貫流率[W/m ² K]			熱橋係数			

(j) その他の熱的境界部位(3)

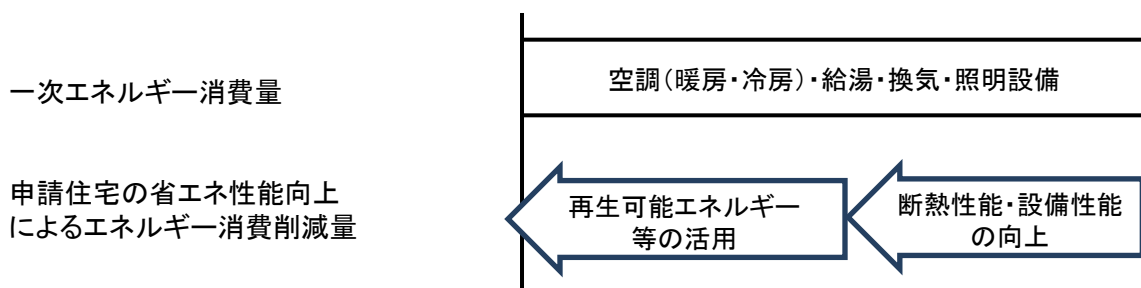
			断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
断面ごと熱抵抗の和						
断面ごと熱貫流率						
平均熱貫流率[W/m ² K]			熱橋係数			

■「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要

(1) 評価対象とするエネルギー消費量

「住宅事業建築主の判断の基準(以下、事業主基準とする)」では、省エネ法で建築設備として定められる空調設備(暖冷房設備、換気設備)、給湯設備、照明設備で消費するエネルギーを対象に、太陽光発電システム等によるエネルギー消費削減量も加味して、年間一次エネルギー消費量を計算します。

本事業では、事業主基準と同様に、「空調(暖房・冷房)設備」「給湯設備」「換気設備」「照明設備」を対象(※1)とした一次エネルギー消費量に対し、断熱性能や各設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、太陽熱温水器等)やコージェネレーションシステム等の活用によるエネルギー消費削減量(※2)を計算し、一次エネルギー消費量がゼロとなることを求めます。



※1 省エネ法の建築設備にあたらぬテレビや冷蔵庫、洗濯機等のいわゆる家電設備や調理設備のエネルギー消費量は評価の対象外とする。また、昇降機設備は省エネ法では建築設備に含まれるが、住宅にはほとんど設置されないことから評価の対象外とする。

※2 太陽光発電システムやコージェネレーションシステムのエネルギー消費削減量は総量で評価する。

<参考:住宅事業建築主の判断の基準とは>

2008年5月の省エネルギー法改正において、住宅事業建築主が新築し販売する一戸建ての住宅(いわゆる建売分譲住宅)について、省エネルギー性能の向上を促す措置を導入し、その基準として「住宅事業建築主の判断の基準(以下、事業主基準とする)」が定められました。

事業主基準では、従来の住宅の省エネ基準における断熱性能に加えて、空調設備、給湯設備等の建築設備の効率性を総合的に評価するために、住宅で消費される一次エネルギー消費量を指標として基準が定められています。

事業主基準におけるエネルギー消費量の計算には、算定用のWebプログラム、算定シート(算定ツール)などが用意されており、下記(※2)のWebサイトから利用することができます。

※1 「住宅事業建築主の判断の基準」では、年間150戸以上の建売戸建住宅を供給する住宅事業建築主に対して、基準の達成状況の報告を求めることになります。

※2 「住宅事業建築主の判断の基準」の詳細については、下記のWebサイトを参照ください。
「一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構:省エネ法 住宅事業建築主の判断基準」
(URL: <http://ees.ibec.or.jp/>)

